

2022年12月

発行登録追補目論見書  
(契約締結前交付書面及び)  
(無登録格付に関する説明書を含む)

# ソシエテ・ジェネラル

ソシエテ・ジェネラル 2025年1月17日満期  
メキシコ・ペソ建利付社債

— 売出人 —

Jトラストグローバル証券株式会社

本発行登録追補目論見書に係る売出しがなされる本社債はメキシコ・ペソ貨をもって表示されておりますので、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

(注) 発行会社は、他の社債の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の社債の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本社債の内容のみ記載しております。

(この書面は、Jトラストグローバル証券株式会社が作成したものであり、発行会社であるソシエテ・ジェネラルは、この書面の正確性および完全性について、いかなる責任も負いません。)

## 外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

### 手数料など諸費用について

- 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

### 金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります

- 外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生ずる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- 外貨建て債券は、為替相場（円貨と外貨の交換比率）が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。
- 通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。

## 債券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずる場合があります。
- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

- 外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクの程度はより高いと言えます。

## 債券の発行者等または当該通貨等の帰属する国や地域の政治および経済状況の変化、法令・規制の変更などによって損失が生じるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者、保証会社もしくは当該通貨等の帰属する国や地域、または取引市場の帰属する国や地域の政治・経済・社会情勢の変化および法令・規制等の変更やそれらに関する外部評価の変化、天変地異等により、外貨建て債券の価格が変動することによって損失が生じるおそれや、売買や受渡が制限される、あるいは不能になるおそれがあります。また、通貨不安等により大幅な為替変動が起こり、円貨への交換が制限される、あるいはできなくなるおそれがあります。
- 一般に、新興国については、先進国に比べて上記のリスクの程度はより高いと言えます。

## 外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

### ○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ (<https://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

## 外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

## 外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- 外貨建て債券の譲渡益および償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 外貨建て債券の利子、譲渡損益および償還損益は、上場株式等の利子、配当および譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- 国外で発行される外貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

## 譲渡の制限

- 振替債（我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）である外貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

## 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただけます。
- ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

## 当社の概要

商号等 Jトラストグローバル証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第35号  
本店所在地 〒163-6027 東京都新宿区西新宿 6-8-1 住友不動産新宿オークタワー27階  
加入協会 日本証券業協会  
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
資本金 30億円  
主な事業 金融商品取引業  
設立年月 2006年9月  
連絡先 03-4560-0233（コンプライアンス統括部）又はお取引のある支店にご連絡ください。

以上

## 当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所：〒163-6027 東京都新宿区西新宿 6-8-1 住友不動産新宿オークタワー27階

電話番号：03-4560-0233（コンプライアンス統括部）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 8時20分～17時20分

## 金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情および紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 9時00分～17時00分

(この書面は、Jトラストグローバル証券株式会社が作成したものであり、発行会社であるソシエテ・ジェネラルは、この書面の正確性および完全性について、いかなる責任も負いません。)

## **無登録格付に関する説明書** (ムーディーズ・インベスターズ・サービス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

### ○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

### ○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス  
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社  
(金融庁長官(格付)第2号)

### ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のウェブサイト (<https://ratings.moodys.com/Japan/ratings-news>) の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」の欄に掲載されております。

### ○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」という。)の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、2022年11月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

## **無登録格付に関する説明書**

### **(S&P グローバル・レーティング)**

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

#### **○登録の意義について**

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

#### **○格付会社グループの呼称等について**

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

#### **○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について**

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されております。

#### **○信用格付の前提、意義及び限界について**

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティーの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、2022年11月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

# 無登録格付に関する説明書

## (フィッチ・レーティングス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

### ○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

### ○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社

（金融庁長官（格付）第7号）

### ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<https://www.fitchratings.com/ja>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

### ○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2022年11月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 4-外2-6

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年12月2日

【会社名】 ソシエテ・ジェネラル  
(Société Générale)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者 フレデリック・ウデア  
(Frédéric OUDÉA : Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 フランス共和国 パリ市9区 ブルバール オスマン 29  
(29, boulevard Haussmann 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 新木 伸一

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー  
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 新木 伸一

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー  
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【発行登録の対象とした  
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 23,000,000 メキシコ・ペソ (円貨換算額 165,370,000 円)  
(上記の円貨換算額は1メキシコ・ペソ=7.19円の換算率(2022年11月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行により発表されたメキシコ・ペソ/円の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値)による。)

【発行登録書の内容】

提出日	2022年10月21日
効力発生日	2022年10月31日
有効期限	2024年10月30日
発行登録番号	4-外2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】  
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
4-外2-1	2022年11月18日	288,600,000円		該当事項なし
4-外2-2	2022年11月18日	569,000,000円		該当事項なし
4-外2-3	2022年11月18日	118,000,000円		該当事項なし
4-外2-4	2022年11月22日	568,000,000円		該当事項なし
4-外2-5	2022年12月1日	1,100,000,000円		該当事項なし
実績合計額		2,643,600,000円	減額総額	0円

【残額】 (発行予定額－実績合計額－減額総額) 497,356,400,000円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】 (発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額) 該当事項なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 目 次

	頁
<b>第一部 証券情報</b> .....	1
<b>第1 募集要項</b> .....	1
<b>第2 売出要項</b> .....	1
1 売出有価証券 .....	1
売出社債（短期社債を除く。） .....	1
2 売出しの条件 .....	3
3 売出社債のその他の主要な事項 .....	4
<b>募集又は売出しに関する特別記載事項</b> .....	22
<b>第3 第三者割当の場合の特記事項</b> .....	26
<b>第二部 公開買付けに関する情報</b> .....	26
<b>第三部 参照情報</b> .....	27
<b>第1 参照書類</b> .....	27
1 有価証券報告書及びその添付書類 .....	27
2 四半期報告書又は半期報告書 .....	27
3 臨時報告書 .....	27
4 外国会社報告書及びその補足書類 .....	27
5 外国会社四半期報告書及びその補足書類 並びに外国会社半期報告書及びその補足書類 .....	27
6 外国会社臨時報告書 .....	27
7 訂正報告書 .....	27
<b>第2 参照書類の補完情報</b> .....	27
<b>第3 参照書類を縦覧に供している場所</b> .....	28
<b>第四部 保証会社等の情報</b> .....	28
発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に 掲げる要件を満たしていることを示す書面 .....	29
有価証券報告書等の提出日以後における重要な事実の内容を記載した書面 .....	30
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移 .....	49

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

該当事項なし。

### 第2 【売出要項】

#### 1 【売出有価証券】

##### 【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の 所有者の住所および 氏名または名称
ソシエテ・ジェネラル 2025年1月17日満期 メキシ コ・ペソ建利付社債（以下 「本社債」という。）	23,000,000メキシコ・ ペソ（注1）	23,000,000メキシコ・ ペソ（注1）	Jトラストグローバル証券株 式会社 東京都新宿区西新宿六丁目8 番1号 住友不動産新宿オー クタワー27階 （2023年1月10日以降は東京 都渋谷区恵比寿四丁目20番3 号 恵比寿ガーデンプレイス タワー7階） （以下「売出人」という。）

本社債は、無記名式であり、各社債の金額（以下「額面金額」という。）は1万メキシコ・ペソである。

本社債の利率は年率8.70%であり、2023年1月17日（以下「利息起算日」という。）（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの期間について利息が付される。本社債の利息の計算の詳細については下記「3 売出社債のその他の主要な事項、II 本社債の要項の概要、(1) 利息」を参照のこと。

本社債に係る利息の支払いは以下のとおりである。

利息は利息起算日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの期間について、上記利率を付し、2023年7月17日を初回として、満期日（同日を含む。）までの期間、毎年1月17日および7月17日（以下「利払日」という。）に、利息起算日（同日を含む。）または（場合により）直前の利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について後払いする。

本社債の満期日は2025年1月17日であり、修正翌営業日規定（以下に定義する。）により調整される。（注2）

「修正翌営業日規定」とは、当該日が営業日でない場合には、当該日を翌営業日（ただし、翌営業日が翌暦月になる場合には、直前の営業日）とする調整方法をいう。

「営業日」とは、東京、ニューヨーク、ロンドンおよびメキシコシティにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、一般的な営業（外国為替および外貨預金の業務を含む。）を行っており、かつ、TARGET2営業日（以下に定義する。）である日をいう。

「TARGET2営業日」とは、欧州自動即時グロス決済支払システム（Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer (TARGET2) System）が営業を行っている日をいう。

本社債は、2023年1月13日（以下「発行日」という。）に、ソシエテ・ジェネラル（以下「発行会社」または「ソシエテ・ジェネラル」という。）の債務証券発行プログラム（以下「本プログラム」という。）に関し、発行会社および主たる支払代理人たるソシエテ・ジェネラル・ルクセンブルク・エスエー（以下「主支払代理人」という。）その他の当事者により締結された2021年6月4日付変更改定済代理契約（2022年9月1日付代理契約変更契約による変更を含む。以下「代理契約」という。）に基づき、ユーロ市場で発行される。本社債は、本社債が大券によって表章され、ユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ヴィ（以下「ユーロクリア」という。）および/または（場合により）クリアストリーム・バンキング・エスエー（以下「クリアストリーム」という。）によって保管されている間は、発行会社その他の当事者によって署名された2021年6月4日付約款（以

下「約款」という。)の利益を享受する。本社債は、いずれの証券取引所(有価証券の売買を行う金融商品市場を開設する金融商品取引所または外国金融商品市場を開設する者をいう。以下同じ。)にも上場されない予定である。

(注1) 上記の売出券面額の総額および売出価額の総額は、本社債のユーロ市場における発行額面金額の総額と同額である。

(注2) 本社債の償還は、本社債が満期日より前に償還または買入消却されない限り、満期日に、満期償還額(下記「3 売出社債のその他の主要な事項、II 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(A) 満期における償還」に定義する。)の支払いによりなされる。ただし、本社債は、満期日より前に償還される場合がある。期限前の償還については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項、II 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ」の「(A) 満期における償還」および「(B) 税制事由、特別税制事由、規制事由、不可抗力事由または債務不履行事由による期限前償還」ならびに「3 売出社債のその他の主要な事項、II 本社債の要項の概要、(5) 債務不履行事由」を参照のこと。

(注3) 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

発行会社は、ムーディーズ・フランスS.A.S。(以下「ムーディーズ」という。)からA1の長期発行体格付を、S&Pグローバル・レーティング・ヨーロッパ・リミテッド(以下「S&P」という。)からAの長期発行体格付を、またフィッチ・レーティングス・アイルランド・リミテッド(以下「フィッチ」という。)からAの長期無担保上位優先債務格付を各々取得している。これらの格付は、いずれも発行会社が発行する個別の社債に対する信用格付ではない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第7号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ([https://www.moodys.com/pages/default\\_ja.aspx](https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)))の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」(<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>)に掲載されている「格付の前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.com/site/japan>)の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」セクションにある「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

## 2 【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	受渡期日	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	売出しの委託契約の内容
額面金額の100%	2022年12月5日から2023年1月13日まで	2万メキシコ・ペソ以上、1万メキシコ・ペソ単位	なし	2023年1月17日（日本時間）	売出人の日本における本店および各支店（注1）	該当事項なし	該当事項なし

（注1） 本社債の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人からあらかじめ同口座約款の交付を受け、同口座約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出しなければならない。  
外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、同口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

券面に関する事項については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項」を参照のこと。

（注2） 本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき、またはアメリカ合衆国の州その他の法域の証券規制当局に登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために（証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。）、本社債の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行うことはできない。

（注3） 本社債は、欧州経済領域（以下「EEA」という。）におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。ここに「リテール投資家」とは、(i)2014年5月15日付金融商品市場指令2014/65/EU（その後の改正を含み、以下「第2次金融商品市場指令」という。）第4(1)条第11号において定義されるリテール顧客、(ii)指令2016/97/EU（その後の改正または改訂を含む。）にいう顧客であって、第2次金融商品市場指令第4(1)条第10号において定義される専門家顧客の資格を有していないものまたは(iii)規則(EU)2017/1129号（その後の改正を含む。）（「目論見書規則」）において定義される適格投資家ではない者のいずれか（またはこれらの複数）に該当する者をいう。そのため、EEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに関して、規則(EU)1286/2014号（その後の改正を含み、以下「PRIIPs規則」という。）によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがってEEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。

### 3 【売出社債のその他の主要な事項】

#### I 本社債についてのリスク要因

本社債への投資は、為替リスク、信用リスク等の一定のリスクを伴う。したがって、為替リスクを伴う取引についての知識または経験を有する投資家のみが、本社債への投資に適している。本社債への投資を検討する投資家は、以下のリスク要因を理解し、自己の財務状況、本書に記載される情報および本社債に関する情報に照らし、必要に応じて本社債が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討した後に投資判断を行うべきである。なお、以下に記載するリスク要因は、本社債への投資に関する主要なリスク要因を記載したものであり、すべてのリスク要因を網羅したものではない。

#### 為替変動による損失のリスク（元本リスク）

本社債の元利金はメキシコ・ペソで支払われる。したがって、投資家は円換算した利息額が変動するリスク、円換算した償還額または中途売却価格が投資元本を割り込むリスクを承知する必要がある。

#### 金利変動リスク

本社債の元利金はメキシコ・ペソで支払われる。したがって、償還前の本社債の価値はメキシコ・ペソの金利の変動の影響を受ける。通常の場合のもとでは、本社債のメキシコ・ペソ建ての価値は、メキシコ・ペソの金利が低下する場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

#### カントリー・リスク

本社債には、メキシコ合衆国の政治・経済・社会情勢の不安定化や混乱、規制の変更等に起因する通貨価値の大幅な変動や流動性の低下、市場の機能停止の可能性等、先進国の通貨建ての社債に比べて相対的に大きなカントリー・リスクが内在する。したがって、市場の流動性が極端に低下している場合には、本社債の売却等にあたり円貨での対応ができない可能性がある。

#### 信用リスク

本社債は、発行会社の非劣後かつ無担保の債務であり、発行会社が倒産等の事態に陥った場合、本社債に関する支払いの一部または全部が行われない可能性がある。また、発行会社の財政状態もしくは経営成績の悪化またはこれに伴う外部評価の変化が、満期日前における本社債の価値に悪影響を及ぼす場合がある。

#### 不確実な流通市場（流動性リスク）

本社債の流通市場は確立されていない。発行会社および日本における売出しに関連する売出人は、本社債を買い取る義務を負わない。このため、本社債の所持人（以下「本社債権者」という。）は、本社債を償還前に売却できない場合がありうる。また、本社債を売却できたとしても、本社債は、非流動的であるため、満期日前の本社債の売買価格は、外国為替市場、金利市場、発行会社の財政状態、一般市場状況その他の要因により、当初の投資額を著しく下回る可能性がある。

## 潜在的利益相反

本社債については、発行会社が計算代理人（下記「Ⅱ 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(B) 税制事由、特別税制事由、規制事由、不可抗力事由または債務不履行事由による期限前償還」に定義する。）を務める。場合によっては、発行会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。発行会社は、計算代理人としての職務を誠実に遂行する義務を負っている。

## 税金

日本の税務当局は、本社債についての日本の課税上の取扱いについて必ずしも明確にしていない。下記「Ⅱ 本社債の要項の概要、(7) 租税上の取扱い、日本国の租税」の項を参照のこと。また、将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。本社債に投資しようとする投資家は、各自の状況に応じて、本社債の会計・税務上の取扱い、本社債に投資することによるリスク、本社債に投資することが適当か否か等について各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

## Ⅱ 本社債の要項の概要

### (1) 利息

#### (A) 利率および利払日

本社債には、上記「1 売出有価証券—売出社債（短期社債を除く。）」に記載の利率で、2023年1月17日（利息起算日）（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの期間について、額面金額に対して利息が付され、かかる利息は、本社債が満期日より前に償還または買入消却されない限り、2023年7月17日を初回として、毎年1月17日および7月17日（利払日）に、利息起算日（同日を含む。）または（場合により）直前の利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの期間（利息計算期間）について後払いされる。各利払日に支払われる利息額は、額面金額1万メキシコ・ペソの各本社債につき435.00メキシコ・ペソである。

利払日が営業日ではない場合、かかる利払日は翌営業日まで延期される。ただし、翌営業日が翌暦月になる場合には、その利払日の直前の営業日とする。かかる延期により支払われる利息額の調整は行われない。

#### (B) 利息の発生

各本社債について、その償還を行うべき日以降、利息は発生しない。ただし、元金の支払いが不適切に留保または拒絶された場合、利息は下記のいずれか早い方の日まで継続して発生する。

(i) 本社債に関して支払うべき金額の全額が支払われた日

(ii) 本社債に関して支払うべき金額の全額を主支払代理人が受領し、その旨の通知が下記「(9) 通知」に従って本社債権者に対してなされた日の5日後の日

## (2) 償還および買入れ

### (A) 満期における償還

本社債が満期日より前に償還または買入消却されない限り、各本社債は、発行会社により、満期日に、額面金額の100%（以下「満期償還額」という。）で償還される。

### (B) 税制事由、特別税制事由、規制事由、不可抗力事由または債務不履行事由による期限前償還

(イ) 本項において別段の定めのある場合を除き、本社債の発行日以後、本社債に関連して特例事由（以下に定義する。）が発生した場合、発行会社は、本項に従い、主支払代理人および本社債権者に通知することにより、発行体による期限前償還に関する適用ある通知の交付から14暦日後に、本社債を期限前償還することを選択することができる。

「特例事由」とは、税制事由（以下に定義する。）、特別税制事由（以下に定義する。）、規制事由（以下に定義する。）、不可抗力事由（以下に定義する。）または債務不履行事由（下記「(5) 債務不履行事由」に定義する。）のいずれかをいう。

(ロ) 例外的事由（以下に定義する。）が発生した場合、計算代理人は、関連通知（以下に定義する。）を行うことにより、本社債の期限前償還（以下に定義する。）の規定を適用することができる。

税制事由、特別税制事由、規制事由または不可抗力事由をそれぞれ、または総称して「例外的事由」という。

「税制事由」とは、(i) 租税法域（以下に定義する。）の法令の改正、またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更（発行日以降に有効となるものに限る。）の結果、発行会社が、下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に記載の追加額の支払義務を課されたか、将来課されることになる場合であって、(ii) 発行会社が、その利用可能な合理的手段を用いてもかかる義務を回避できない場合をいう。

「租税法域」とは、フランスもしくはその行政上の下位区分またはそれらの課税当局をいう。

「特別税制事由」とは、発行会社が、下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に記載の追加額の支払いに関する取決めにもかかわらず、租税法域の法令に基づき、本社債に係る次の支払い（元金または利息（もしあれば）の支払いを含む。）または交付の際に、当該時点において期限が到来している金額の全額の支払いまたは交付（場合による。）を、本社債権者に対し行うことを禁止される場合をいう。

「規制事由」とは、発行会社および／もしくはその他の立場（本社債のマーケット・メーカーとしての立場を含むが、これに限られない。）におけるソシエテ・ジェネラルまたは本社債の発行に関与するその関連会社（以下「規制事由関連会社」といい、発行会社、ソシエテ・ジェネラルおよび規制事由関連会社のそれぞれを「規制事由関係者」という。）のいずれかに関する法令変更（以下に定義する。）が発生した後、発行日後に、以下のいずれかの事由が生じることをいう。

(i) いずれかの規制事由関係者が、本社債に基づく当該規制事由関係者の義務を履行するために負担することとなる租税公課、責任、罰金、費用、手数料もしくは規制上の資本費用（名称の如何にかかわらない。）の金額または担保提供義務が（当該事由が発生する前の状況と比較して）著しく増加すること（本社債の発行に関して行われた取引の決済に係る決済条件またはかかる決済が行われないことに起因する場合を含むが、これに限られない。）。

- (ii) 規制事由関係者が(a)本社債を保有、取得、発行、再発行、代替、維持、償還もしくは決済するため、(b)当該規制事由関係者が本社債の発行に関して利用することができるその他の取引に係る資産（もしくはかかる資産に対する持分）について取得、保有、資金提供もしくは処分を行うため、(c)本社債もしくは発行会社およびソシエテ・ジェネラルもしくはいずれかの規制事由関係者の間で締結された契約に関する義務を履行するため、もしくは(d)当該規制事由関係者が発行会社もしくは規制事由関係者のいずれかに対して保有する直接的もしくは間接的な持分の全部もしくは実質的な部分について保有、取得、維持、増額、代替もしくは償還を行うため、もしくは発行会社もしくは規制事由関係者のいずれかに対して直接的もしくは間接的な資金提供を行うために、発行日時時点で保有していない免許、承認、許可もしくは登録を政府、政府間もしくは国際的な機関、組織、省庁もしくは部局から取得しなければならなくなり、もしくは新たな規制を遵守するために定款を変更しなければならなくなることを。
- (iii) 本社債の発行に関していずれかの規制事由関係者に重大な悪影響が及び、または及ぶ可能性があること。

「法令変更」とは、(i)発行日後に、関連する新たな法令もしくは規則（関連する租税に係る法令もしくは規則を含むが、これに限られない。）が採択、施行、公布、実行もしくは批准されること、(ii)発行日時時点ですでに効力を生じていたが、発行日時点ではその施行もしくは適用の方法が不明もしくは不明確であった関連する新たな法令もしくは規則（関連する租税に係る法令もしくは規則を含むが、これに限られない。）が施行もしくは適用されること、または(iii)発行日時時点で存在していた関連する法令もしくは規則が改正され、もしくは発行日時点での関連する法令もしくは規則に関する管轄権を有する裁判所、裁決機関、規制当局その他の執行、立法、司法、課税、規制もしくは行政に関する権限もしくは機能を有する政府機関もしくは政府関係機関（発行日時時点で存在したものに追加され、もしくはこれに代わる裁判所、裁決機関、当局もしくは機関を含む。）による解釈、適用もしくは取扱いが変更されることをいう。

「関連通知」とは、(i) 税制事由、規制事由または不可抗力事由の場合は30日以上45日以内、(ii) 特別税制事由の場合は7日以上45日以内に、本社債権者および主支払代理人に対し行われる通知（本社債権者に対する通知については取消不能。）をいう（債務不履行事由については下記「(5) 債務不履行事由」の規定に服する。）。

「本社債の期限前償還」とは、本社債の全部（一部は不可。）を、随時、期限前償還額で償還することをいう。

「期限前償還額」とは、計算代理人としてのソシエテ・ジェネラル（以下「計算代理人」という。）が決定する本社債の償還の期日における公正市場価値に相当する金額をいい、（本社債権者に公正な市場価値を償還するために回避することのできない費用を考慮した後）かかる期限前償還がなければ当該期限前償還日より後に支払期限が到来していたはずの本社債に関する発行会社の支払義務と経済的に同等の価値を本社債権者に対して保障する効果を有する。疑義を避けるために、債務不履行事由の発生後における期限前償還額の算定のみにおいては、発行会社の信用力は考慮に加えないことを明記する（この場合、発行会社は本社債に関する債務を完全に履行することができるものとみなされる。）。本社債の要項の別段の規定にかかわらず、計算代理人が上

記に従って決定する期限前償還額は、当該期限前償還日（同日を含まない。）までの一切の経過利息を含むものとし、発行会社は、かかる償還に関し、期限前償還額に含まれる利息のほかには、いかなる利息（経過利息であれ何であれ）またはその他何らの金額も支払うことはない。かかる計算が1年に満たない期間について行われる場合には、かかる計算は、日数調整係数（以下に定義する。）に基づいて行われる。

「日数調整係数」とは、直前の利払日または（先行する利払日が存在しない場合には）利息起算日（同日を含む。）から当該支払いの期日（同日を含まない。）までの期間の日数（かかる日数は、1年が30日を1ヶ月とする12ヶ月により構成される360日であるとして計算される。）を360で除した数をいう。

計算代理人の計算および決定は、明白な誤謬がない限り、最終的なものであり、発行会社および本社債権者に対して拘束力を有する。

「不可抗力事由」とは、発行日以後、規制事由関係者の責めに帰すべからざる事由または国家行為が発生したことを理由に、規制事由関係者が本社債に基づくその義務を履行することが不可能となり、その結果本社債の継続が確定的に不可能となることをいう。

#### (C) 引受けおよび買入れ

発行会社は、適用法令に従って公開市場において、またはその他の方法によりいかなる価額においても本社債を（ただし、確定社債券の場合はすべての期限未到来の付属利札も当該本社債とともに）引き受け、かつ／または買い入れる権利を有する。

#### (D) 消却

発行会社により、または発行会社のために消却のために買い入れられた本社債は、すべて直ちに（確定社債券の場合には、当該本社債に付属し、または当該本社債とともに引き渡される期限未到来の利札すべてとともに）消却される。買入消却された本社債はすべて、（確定社債券の場合には、本社債とともに消却された期限未到来の利札すべてとともに）主支払代理人に引き渡され、再発行または再売却することはできず、当該本社債に係る発行会社の義務は免除される。

### (3) 支払いおよび交付

#### (A) 支払いの方法

本社債に係る支払いは、メキシコシティ所在の銀行に保有する被支払人のメキシコ・ペソ建て口座への振込みにより行われる。

#### (B) 本社債および利札の呈示

本社債に係る確定社債券に関する元金の支払いは（下記の規定に従い）上記(A)に規定する方法により当該確定社債券の呈示および引渡し（または支払うべき金額の一部支払いの場合であれば裏書）と引換えによってのみ行われ、確定社債券に関する利息の支払いは（下記の規定に従い）同様に利札の呈示および引渡し（または支払うべき金額の一部支払いの場合であれば裏書）と引換えによってのみ行われる。当該各支払いは、合衆国（アメリカ合衆国（その州、コロンビア特別区およびその属領を含む。以下同じ。））外の支払代理人の指定事務所においてなされる。振込みによる支払いは、適用ある法令に従って、直ちに使用可能な資金により、被支払人が保有する合衆国外に所在する銀行の口座に対して行われる。下記の規定に従い、確定社債券である本社

債または利札に係る支払いは、合衆国内における発行会社または支払代理人の事務所または代理店における当該本社債または利札の呈示によっては行われず、またかかる支払いは合衆国内の口座への振込みまたは合衆国内の住所への郵送によっても行われない。

本社債に係る確定社債券は、当該社債券に係るすべての期限未到来の利札とともに支払いのために呈示されなければならない。これがなされなかった場合には、欠缺している期限未到来の利札の金額（一部支払いの場合には、かかる欠缺利札の金額に、かかる一部支払いの金額の支払われるべき金額に対する割合を乗じたもの）が支払われる金額から控除される。そのようにして控除された元金の各金額は、（当該利札が下記「(13) その他、(B) 消滅時効」に基づいて無効となっているか否かを問わず）当該元金に係る関連日（下記「(13) その他、(B) 消滅時効」に定義する。）から10年間が経過するまでの間、または（それよりも遅い場合には）当該利札の支払期日が到来した日から5年間が経過するまでの間いつでも、関連する欠缺利札の引渡しと引換えに上記の方法で支払われる。ただし、かかる期間の経過後は、かかる支払いは行われない。

本社債に係る確定社債券の償還の期日が利払日ではない場合は、かかる本社債に関し直前の利払日または（場合により）利息起算日（同日を含む。）より発生した利息は関連する確定社債券の引渡しと引換えによってのみ支払われる。

#### (C) 大券に関する支払い

大券により表章される本社債に関する支払いは、確定社債券に関する上記の規定または関連する大券に規定された方法によりかかる大券の呈示または（場合により）引渡しと引換えに（下記の規定に従い）合衆国外の支払代理人の指定事務所において行われる。各支払いの記録は、（必要に応じて）各支払いを区別した上で、当該支払代理人によりかかる大券上に、または（必要に応じて）ユーロクリアもしくはクリアストリームの記録上になされる（当該決済機関はまた、関連する大券上の持分の所有者に対する関連ある各支払いを記録する。）。

#### (D) 支払いに適用される一般条項

本社債の大券の所持人は、かかる大券により表章される本社債に関する支払いを受領する権限を有する唯一の者とする。発行会社の支払義務は、かかる大券の所持人に対して、またはかかる所持人の指示により支払われた各金額に関して免除される。ユーロクリアまたはクリアストリームの記録上、大券により表章される本社債の一定の額面金額につき実質所持人として記載されている者は、ユーロクリアまたはクリアストリームに対してのみ、発行会社によってかかる大券の所持人に対して、またはかかる所持人の指示により行われた支払いにおけるかかる者の持分につき請求することができる。大券の所持人以外の者は、大券に基づく支払いに関し、発行会社に対して請求権を有しない。

いかなる支払いも、合衆国内の口座宛になされてはならない。

#### (E) 税金等に関する法令の遵守

(i)すべての支払いは、あらゆる法域の税金その他の事項に関する法令および指令（法の適用によるものであるか、発行会社またはその支払代理人の契約によるものであるかを問わない。）を遵守して行われ、発行会社は、かかる法令、指令または契約により課されるいかなる性質の公租公課についても責任を負わず（ただし、下記「(7) 租税上の取扱い」の規定の適用を妨げない。）、また、(ii)すべての支払いは、1986年アメリカ合衆国内国歳入法（以下「内国歳入法」

という。) 第1471条(b)に規定される契約に基づいて要求される源泉徴収または控除その他の内国歳入法第1471条ないし第1474条、同条に基づく規則もしくは契約、同条の公式解釈または同条に係る政府間の取組みを施行するための法律に基づいて行われる源泉徴収または控除の対象となり、また、(iii)すべての支払いは、内国歳入法第871条(m)に基づいて要求される源泉徴収または控除の対象となる。かかる支払いに関して、本社債権者に対して何らの手数料または費用も課されない。

#### (F) 支払営業日

本社債に関する支払期日が支払営業日(以下に定義する。)でない場合、その本社債権者は、代わりに、当該地域における翌支払営業日(ただし、翌支払営業日が翌暦月になる場合は、当該地域における直前の支払営業日とする。)に支払いを受領することができる。支払期日についてかかる調整がなされた場合であっても、本社債に関する支払額は、かかる調整による影響を受けない。

「支払営業日」とは、東京、ニューヨーク、ロンドンおよびメキシコシティならびに(確定社債券の場合には)関連する呈示の場所において、商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、一般的な営業(外国為替および外貨預金の業務を含む。)を行っており、かつ、TARGET2営業日である日をいう。ただし、代理契約の規定に従う。

#### (G) 元金および利息の解釈

本社債の元金という表現には、必要に応じ、(i)本社債の満期償還額、(ii)本社債の期限前償還額、(iii)下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に基づいて元金に関して支払われるべき追加額および(iv)本社債に基づき、または本社債に関して発行会社により支払われるべきプレミアムその他の金額(利息を除く。)を含む。

本社債の利息という表現には、必要に応じ、下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に基づいて利息に関して支払われるべき追加額を含む。

本社債の経過利息という表現には、「(1) 利息、(B) 利息の発生」に規定されるように支払いが停止されている遅滞分の利息を含む。

#### (H) 通貨が取得不可能な場合

発行会社が、為替管理の導入、通貨の交換または使用停止その他の発行会社のコントロールが及ばない理由によりメキシコ・ペソを取得できなくなった場合、発行会社は、その本社債権者に対する支払義務を、支払期日の4営業日前の日の正午(パリ時間)における適当な銀行間市場のメキシコ・ペソによるユーロまたは(場合により)米ドルの買値のスポット為替レート(かかるスポット為替レートが当該日に取得できない場合は、取得可能な直前の日におけるスポット為替レート)により換算したユーロ建てまたは米ドル建ての金額を支払うことにより履行することができる。本項に従ってユーロまたは(場合により)米ドルによって行われた支払いは、債務不履行事由を構成しない。

#### (I) 代理人

当初の主支払代理人およびその他の支払代理人の名称および当初の指定事務所の住所は、以下のとおりである。

発行会社は、支払代理人を変更もしくは解任し、追加の、もしくはその他の支払代理人を任命し、または支払代理人が業務を行う指定事務所の変更を承認することができる。ただし、

- (i) 本社債が証券取引所に上場している、またはその他の関係当局により取引もしくは上場が許可されている限り、常に、関連する証券取引所の規則によって要求される地域に事務所を有する支払代理人（主支払代理人になることができる。）が存在しなければならない。
- (ii) 常に欧州の都市に指定事務所を有する支払代理人（主支払代理人になることができる。）が存在しなければならない。
- (iii) 計算代理人が存在しなければならない。
- (iv) 常に主支払代理人が存在しなければならない。

#### 本社債に関する支払代理人（「支払代理人」）

名称	住所
ソシエテ・ジェネラル・ルクセンブルク・エスエー (Société Générale Luxembourg S.A.) (主支払代理人)	ルクセンブルク ルクセンブルク市 L-2420 エミル ロイター アベニュー 11 (11, avenue Emile Reuter L-2420 Luxembourg, Luxembourg)

いかなる変更、解任、選任または交代も、（支払不能の場合を除き、かかる場合には直ちに効力を生じる。）「(9) 通知」に従って本社債権者に30日以上45日以内の事前の通知を行った後のみ効力を生じる。

代理契約に基づく行為に関しては、支払代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者に対してはいかなる義務も負わず、また代理または信託の関係を生じない。代理契約には、支払代理人と合併し、または支払代理人からすべてもしくは実質的にすべての資産の譲渡を受けた者が後任の支払代理人となることを認める規定が置かれている。

#### (4) 本社債の地位

本社債（適用ある場合は一切の関連ある利札を含む。）は、上位優先債務（フランス通貨金融法典第L. 613-30-3条第I-3° 項に定める。）としての順位を有する、発行会社の直接、無条件、無担保かつ上位の債務（以下「上位優先社債」という。）を構成する。

本社債は、(i) (a) フランス法第2016-1691号の施行日である2016年12月11日現在の発行会社のすべての未償還の直接、無条件、無担保かつ上位の債務および (b) フランス法第2016-1691号の施行日である2016年12月11日後に発行された発行会社の現在または将来のすべての上位優先の債務（通貨金融法典第L. 613-30-3条第I-3° 項に定める。）と同順位であり、(ii) 法定の優先例外規定の対象となる発行会社の現在または将来のすべての請求に劣後し、また (iii) 現在または将来のすべての (a) 非上位優先債務（以下に定義する。）および (b) 発行会社の劣後債務および超劣後債務に優先する。

「非上位優先債務」とは、ソシエテ・ジェネラルの一切の上位 (*chirographaires*) 債務またはソシエテ・ジェネラルが発行するその他の債券であって、フランス通貨金融法典第L. 613-30-3条第I-4° 項および第R. 613-28条に規定される債務分類に該当する、または該当すると明記されたものをいう。

管轄裁判所により発行会社の裁判上の清算を宣言する判決が下された場合、またはその他の理由により発行会社が清算された場合には、

- ・上位優先社債および（適用ある場合には）関連する利札の所持人の支払いの権利は、法定の優先例外規定から利益を受ける請求の現在もしくは将来の保有者またはそれに係る債権者（以下「優先債権者」という。）すべての全額の支払いに劣後する。
- ・かかる全額の支払いを条件として、上位優先社債および（適用ある場合には）関連する利札の所持人は、上記(iii)に定める債務の現在もしくは将来の保有者またはそれに係る債権者に優先して支払いを受ける。
- ・優先債権者による支払いが未了である場合、上位優先社債（適用ある場合は一切の関連ある利札を含む。）に基づくソシエテ・ジェネラルの債務は終了する。

上位優先社債および（適用ある場合には）関連する利札の所持人は、自身がソシエテ・ジェネラルに対し主張する一切の請求に関し、かかるソシエテ・ジェネラルの清算の秩序ある達成のために必要なあらゆる手続を行う責任を負う。

#### (5) 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（それぞれを以下「債務不履行事由」という。）が発生した場合、本社債権者は、発行会社に対して、本社債が期限の利益を喪失し、直ちに期限前償還額により償還されるべき旨の書面による通知を行うことができ、これにより本社債は、期限の利益を喪失し、直ちに期限前償還額により償還される。

- (i) 本社債について支払期限が到来した一切の金額の支払いまたは交付について発行会社による債務不履行が発生し、かかる不履行が30日間継続すること。
- (ii) 発行会社が本社債に基づく、またはこれに関するその他の義務を履行せず、かかる不履行の治癒を求める通知が発行会社に到達した後60日間かかる不履行が継続すること（ただし、かかる不履行が発行会社によって治癒することができないものである場合には、かかる不履行の継続は要件とならない。）。
- (iii) 発行会社が支払不能もしくは破産の宣告もしくは何らかの破産法、支払不能法その他債権者の権利に影響を与える類似の法律に基づくその他の救済措置を求める手続を開始し、発行会社の設立地もしくは本店所在地において発行会社に対して支払不能、再生手続もしくは規制に関する主たる権限を保有する規制当局、監督当局その他これに類似の職務を有する者によって発行会社に対してかかる手続が開始され、発行会社がかかる手続に同意し、または発行会社が、自らもしくは上記の規制当局、監督当局もしくは類似の職務を有する者による解散もしくは清算の申立てに同意すること。ただし、債権者により開始された手続または債権者により行われた申立てであって、発行会社が同意していないものは債務不履行事由を構成しない。

#### (6) 社債権者集会

代理契約は、本社債、利札または代理契約の一定の条項の変更に関する特別決議（以下「特別決議」という。）による承認を含む本社債権者の利益に影響を及ぼす事項を決議する社債権者集会（電話会議またはビデオ会議プラットフォームの利用によるものを含む。）の招集に係る規定を定

めている。かかる集会は、いつでも、発行会社または未償還額面総額の10%以上を保有する本社債権者により招集される。かかる社債権者集会における特別決議を行う定足数は、未償還額面総額の50%以上を有する本社債権者またはその代理人、延期集会においては、額面金額を問わず本社債を有する本社債権者またはその代理人とする。ただし、本社債に関する一定の条項の変更（本社債の満期日の変更、本社債に係る元金もしくは利息の減額もしくは免除、本社債もしくは利札の支払通貨の変更、特別決議を行うための要件の変更または発行会社の株式、社債その他の債務および／もしくは有価証券を対価とする本社債の交換もしくは売却もしくはそれらへの本社債の転換もしくはこれらを対価とする本社債の消却を含むが、これに限られない（代理契約により詳細な規定がなされる。））を議事とする社債権者集会について特別決議を行うために必要な定足数は、未償還額面総額の3分の2以上を有する本社債権者またはその代理人とし、かかる集会の延期集会においては未償還額面総額の3分の1以上を有する本社債権者またはその代理人とする。代理契約は、(i)代理契約に基づき正式に招集され開催された集会において、当該決議に投じられた票の4分の3以上からなる過半数により可決された決議、(ii)その時点で未償還の本社債の額面金額の90%以上の所持人によりもしくはそのために署名された書面決議、または(iii)その時点で未償還の本社債の額面金額の4分の3以上の所持人によりまたはそのために（主支払代理人が満足する形式による）決済機関を通じた電子的同意により付与される同意は、それぞれの場合において、本社債権者の特別決議として効力を有すると規定している。社債権者集会において上記の規定に従って書面または電子的同意により可決された特別決議は、その出席の有無および決議への投票の有無を問わず、本社債権者および利札の所持人のすべてを拘束する。

主支払代理人および発行会社は、本社債権者の同意なくして、本社債または代理契約の変更のうち、(i)本社債もしくは代理契約に含まれる曖昧な点もしくは瑕疵のある規定もしくは矛盾する規定を是正もしくは訂正するためのもの、もしくは形式的、軽微もしくは技術的なもの、(ii)本社債権者の利益を著しく害しないもの（ただし、当該変更を検討する目的で本社債権者の社債権者集会が開催された場合に特別決議を要する事項に関するものでないことを条件とする。）、(iii)明らかな誤謬もしくは証明された誤謬を是正するもの、または(iv)法律上の強行法規を遵守するためのものに合意することができる。かかる変更は本社債権者を拘束し、またかかる変更は下記「(9) 通知」に従い通知される。

## (7) 租税上の取扱い

### フランスの租税

以下は、日本国の税法上ならびに1995年3月3日付の「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約」および2007年1月11日付の改正議定書（以下「租税条約」と総称する。）上の日本国居住者であり、租税条約の利益を享受する権利を有する者であって、本社債との関係で日本国外の恒久的施設または固定的拠点を通じて行為を行っていない者による本社債の取得、保有および処分に関するフランスの租税上の重要な結果の要約である。

以下の記述は一般的な概要であり、法的または税制上の助言を意図したものではなく、そのように解釈されるべきでもなく、また、本社債の購入、所有または処分の決定に関連しうるフランス税

制上のあらゆる検討事項について、包括的な説明を提示することを目的としていない。本項に含まれる情報はフランスの源泉徴収税に関連する事項に限定されており、したがって、本社債への投資を検討する投資家は、本社債の購入、所有または処分の結果、自身がその対象となりうる州、地方またはフランス国外の税法（フランスの税法を含む。）上の影響および自身の税務上の状況について、独自の税制上の助言を受けるべきである。

本社債について発行会社によってなされた利息その他の収益の支払いには、当該支払いがフランス国外のフランス一般租税法第238-0条Aに定められた不特定の非協調国または地域（*Etats ou territoires non coopératifs*）（以下「非協調国」という。）（同第238-0条Aの2-2項<sup>2°</sup>に言及されるものを除く。）においてなされた場合を除き、フランス一般租税法第125条AIIIに定められる源泉徴収税が課されない。本社債に基づく支払いがフランス国外の非協調国（同第238-0条Aの2-2項<sup>2°</sup>に言及されるものを除く。）においてなされる場合、フランス一般租税法第125条AIIIに基づいて75%の源泉徴収税が適用される（ただし、一定の例外および適用される二重課税条約のより有利な条項の対象となる。）。非協調国のリストは、行政庁による命令により公表され、毎年更新される。

さらに、フランス一般租税法第238条Aに従い、当該本社債の利息その他の収益は、それらが非協調国に居住する者もしくは非協調国において設立された者に対して支払われ、もしくは生じた場合、または非協調国において設立された金融機関に保有される口座に対して支払われた場合、発行会社の課税収益の控除対象とはならない（以下「控除除外」という。）。一定の条件の下では、かかる控除対象とならない利息その他の収益は、フランス一般租税法第109条以下に基づいてみなし配当とされる場合がある。その場合、かかる控除対象とならない利息その他の収益には、フランス一般租税法第119条第2項に基づいて定められる源泉徴収税が（i）税法上のフランス居住者でない個人が享受する支払いに対しては12.8%の税率、（ii）税法上のフランス居住者でない法人が享受する支払いに対してはフランス一般租税法第219-I条第2項に定める標準的な法人税率（すなわち2022年1月1日以後に開始する事業年度については25%）、または（iii）フランス国外の非協調国（同第238-0条Aの2-2項<sup>2°</sup>に言及されるものを除く。）でなされた支払いに対しては75%の税率で課される場合がある（ただし、一定の例外および適用される二重課税条約のより有利な条項の対象となる。）。

上記にかかわらず、本社債の発行の主要な目的および効果が、非協調国における利息その他の収益の支払いを認めるものではなかったことをソシエテ・ジェネラルが証明できる場合には、本社債の発行にはフランス一般租税法第125条AIIIに基づいて定められる75%の源泉徴収税および控除除外のいずれも適用されない（以下「本例外」という。）。フランスの公共財政公報 - 税務BOI-INT-DG-20-50-30第150号およびBOI-INT-DG-20-50-20第290号に基づき、本社債が下記のいずれかに該当する場合、本社債の発行は、発行会社がかかる本社債の発行の目的および効果を証明することなく、本例外の対象となる。

- (i) フランス通貨金融法典第L. 411-1条に定められる公募で目論見書の公表が義務づけられているものまたは非協調国以外の国における公募に相当するものによって勧誘される場合。ここに「公募に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への勧誘書類の登録または提出が必要となる勧誘をいう。
- (ii) フランスもしくは外国の規制市場または多国間証券取引システムにおける取引が承認されており（ただし、かかる市場またはシステムが非協調国に所在していない場合に限る。）、かかる市

場の運営が取引業者または投資サービス業者その他これに類似する外国の事業体によって行われている場合（ただし、かかる取引業者、投資サービス業者または事業体が非協調国に所在しない場合に限る。）。

(iii) その発行時において、フランス通貨金融法典第L. 561-2条に定められる中央預託機関もしくは証券の受渡しおよび支払いのためのシステムの運営機関またはこれに類似する外国の預託機関もしくは運営機関の業務における取扱いが認められている場合（ただし、かかる預託機関または運営機関が非協調国に所在しない場合に限る。）。

本要項に別段の定めがある場合を除き、本社債に係る一切の支払いおよび交付は、租税法域により、または租税法域のために課され、または徴収されることのある現在または将来の一切の公租公課、賦課または政府課徴金（性質の如何を問わない。）を源泉徴収または控除することなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除が法律上必要とされる場合はこの限りではない。

本社債に係る支払いが租税法域の法令に基づいて現在または将来の公租公課、賦課または政府課徴金（性質の如何を問わない。）に係る源泉徴収または控除の対象となる場合、発行会社は、法律により許容される限度で、利息（もしあれば）および元本の支払について、かかる源泉徴収または控除の後、各本社債権者が、当該時点で支払期限の到来した全額を受領するために必要な追加額を支払う。ただし、次の場合には、本社債に関し、かかる追加額は支払われない。

- (a) 単なる本社債の所持による以外にフランスと関係を有していることを理由として、本社債に関するかかる公租公課、賦課または政府課徴金に対する責任を負担している者が所持人である場合。
- (b) 関連日（下記「(13) その他、(B) 消滅時効」に定義する。）から30日を超える期間が経過した後、に支払いのための呈示がなされた場合。ただし、かかる30日目の日が支払営業日であったと仮定して所持人がかかる日に支払いのために本社債を呈示していたならばかかる追加額を受領する権利を有していた場合を除く。

本社債の要項のその他の規定にかかわらず、発行会社は、いかなる場合にも、(i)内国歳入法第1471条(b)に規定される契約に基づいて要求され、もしくはその他内国歳入法第1471条ないし第1474条、これらに基づく規則もしくは契約、これらの公式解釈もしくはこれらに係る政府間の取組みを施行するための法律に基づいて行われ、(ii)第871条(m)規則（以下に定義する。）に従って行われ、または(iii)その他の米国法によって課される源泉徴収または控除について、本社債に関し、いかなる追加額の支払いを行う義務も負わない。また、発行会社は、第871条(m)に基づく源泉徴収額の決定に際し、一切の「配当同等物」（内国歳入法第871条(m)において定義される。）について、その支払いに適用されうる最も高い税率を適用して源泉徴収を行う権利を有する（適用法令に基づき当該源泉徴収について利用可能な一切の免除措置または減額措置を考慮しない。）。

「第871条(m)規則」とは、内国歳入法第871条(m)に基づき発行される米国財務省規則をいう。

## 日本国の租税

(a) はじめに

日本国の租税に関する以下の記載は、本書の日付現在施行されている日本国の所得に係る租税に関する法令（以下「日本の税法」という。）に基づくものである。

下記 (b) では、日本国の居住者である個人の当社債に関する課税上の取扱いの概略について、また下記 (c) では、内国法人についての当社債に関する課税上の取扱いの概略について、それぞれ述べる。ただし、今後の日本の税法の改正等により下記内容に変更が生じる可能性があること、また、以下の記載の内容は、あくまでも一般的な課税上の取扱いについて述べるものであって、全ての課税上の取扱いを網羅的に述べるものではなく、かつ、例外規定の適用によって記載されている内容とは異なる取扱いがなされる場合もあることに留意されたい。当社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、当社債に投資することによるリスクや当社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

(b) 日本国の居住者である個人

日本国の居住者である個人が支払いを受けるべき当社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および5%の地方税の合計）の源泉徴収税が課される。日本国の居住者である個人が保有する当社債の利息に係る利子所得は、原則として、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となり、上記で述べた支払の取扱者を通じて当社債の利息の交付を受ける際に源泉徴収されるべき所得税額がある場合には、申告納付すべき所得税の額から控除される。ただし、一回に支払いを受けるべき利息の金額ごとに確定申告を要する所得に含めないことを選択することもでき、その場合には上記の源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができる。

日本国の居住者である個人が当社債を譲渡した場合の譲渡損益は、譲渡所得等として、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となる。

日本国の居住者である個人が当社債の元本の償還により交付を受ける金額に係る償還差損益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となる。

申告分離課税の対象となる、当社債の利息、譲渡損益、および償還差損益については、一定の条件および限度で、他の上場株式等（特定公社債を含む。）の利子所得、配当所得、および譲渡所得等との間で損益通算を行うことができ、かかる損益通算においてなお控除しきれない部分の上場株式等の譲渡損失（償還差損を含む。）については、一定の条件および限度で、翌年以後3年間にわたって、上場株式等（特定公社債を含む。）に係る利子所得、配当所得および譲渡所得等からの繰越控除を行うことができる。

なお、当社債は、金融商品取引業者等に開設された特定口座において取り扱うことができるが、その場合には、上記と異なる手続および取扱いとなる点があるため、注意されたい。

(c) 内国法人

内国法人が支払いを受けるべき当社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、一定の公共法人等および金融機関等を除き、日本の税法上、15.315%（15%の所得税および復興特別所得税（所得税額の2.1%）の合計）の源泉徴収税が課される。当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。なお、当社債の利息の交付を支払の取扱者を通じて受ける場合には、当該内国法人は当該源泉徴収税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

内国法人が本社債を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡益は益金の額として、譲渡損は損金の額として、法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

内国法人が本社債の償還を受けた場合には、償還差益は益金の額として、償還差損は損金の額として、法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

## (8) 準拠法および管轄裁判所

### (A) 準拠法

代理契約、約款および本社債ならびにそれらに起因または関連する契約外の義務は、英国法に準拠し、同法に基づき解釈される。

上記「(4) 本社債の地位」は、フランス法に準拠し、同法に基づき解釈される。

### (B) 管轄裁判所

発行会社は、英国の裁判所が本社債に起因または関連して生じうる紛争を解決する管轄権を有することに取消不能の形で合意し、それに伴って英国の裁判所の管轄権に服する。

発行会社は、英国の裁判所が不都合な裁判地であること、または管轄違いであることを理由として英国の裁判所に対して異議を申し立てる権利を放棄する。法律により認められる範囲で、本社債権者は、本社債に起因または関連して生じる発行会社に対する訴訟、法的措置または手続ならびに本社債に起因または関連する契約外の義務に起因または関連して生じる発行会社に対する訴訟、法的措置または手続（以下「関連手続」と総称する。）について、管轄権を有するその他の裁判所に提起することができ、また、複数の法域において同時に関連手続の提起を行うことができる。

発行会社は現在英国、E14 4SG ロンドン、カナリー・ワーフ、ワン・バンク・ストリートに所在するソシエテ・ジェネラル・ロンドン支店（以下「SGLB」という。）を訴状送達代理人として任命している。SGLBが訴状送達代理人を辞任した場合または英国での登録を取り消された場合、発行会社は他の者を英国における訴状送達代理人に任命することに合意している。本項の記載は、法律で認められるその他の方法によって訴状を送達する権利に影響を及ぼさない。

発行会社は、代理契約および約款において、上記とほぼ同様の条項により、英国の裁判所の管轄に服することに合意し、訴状送達代理人を任命している。

## (9) 通 知

本社債に関するすべての通知は、ヨーロッパで一般に頒布されている主要な一般日刊紙に掲載された場合に有効になされたものとみなされる。

確定社債券が発行されるまでは、本社債を表章する大券がすべてユーロクリアおよび／またはクリアストリームのために保有されている限り、ユーロクリアおよび／またはクリアストリームによる本社債権者への伝達を目的として、それらの機関に対して関連する通知を交付することにより、かかる新聞への掲載に代えることができる。

かかる通知は、ユーロクリアおよび／またはクリアストリームに対して当該通知がなされた日において本社債権者に対してなされたものとみなされる。

本社債権者が行う通知は、書面によりなされ、（確定社債券の場合には）当該本社債とともに主支払代理人に提出することによりなされなければならない。本社債が大券により表章されている場合は、かかる通知は、主支払代理人およびユーロクリアおよび／または（場合により）クリアストリームが当該目的のために同意する方法で、本社債権者によりユーロクリアおよび／または（場合により）クリアストリームを通じて主支払代理人に対して行うことができる。

#### (10) 英国1999年契約（第三者権利）法

本社債は、本社債のいずれかの条項を強制または享受する英国1999年契約（第三者権利）法に基づく権利を付与するものではない。ただし、このことは、同法とは別に存在し、または実行することができる第三者の権利または救済策に影響を及ぼさない。

#### (11) 相殺権の放棄

本社債の所持人は、いかなる場合でも、発行会社が当該所持人に対して直接的または間接的に有し、または取得した権利、請求権または責任（発生理由の如何を問わない。また、疑義を避けるために、本社債に関するものであるか否かを問わず、あらゆる契約その他の文書に基づいて、もしくはこれらに関して生じた権利、請求権および責任または契約外の義務を含むことを明記する。）に対して放棄対象相殺権（以下に定義する。）を行使し、または主張することはできず、かかる各所持人は、かかる現実の、または潜在的な権利、請求権および責任に関して、適用ある法令によって認められる限りで放棄対象相殺権のすべてを放棄したとみなされる。

疑義を避けるため、本「(11) 相殺権の放棄」の規定は、何らかの減殺、相殺、ネッティング、損害賠償、留保または反対請求の権利を付与したのではなく、かかる権利を認めたものと解釈されるべきものでもなく、また、本「(11) 相殺権の放棄」がなければ本社債の所持人のいずれかにかかる権利が認められ、またはその可能性がある旨を定めたものではないことを明記する。

本「(11) 相殺権の放棄」において「放棄対象相殺権」とは、本社債に基づいて、またはこれらに関して、直接的または間接的に減殺、相殺、ネッティング、損害賠償、留保または反対請求を行う本社債の所持人の一切の権利または請求権をいう。

#### (12) ベイルインおよび減額または転換権の承認

##### (A) 発行会社の債務に対するベイルインおよび減額または転換権の承認

各本社債権者（本項において、本社債の現在または将来の実質持分の保有者を含む。）は、本社債を取得することにより、関連破綻処理当局（以下に定義する。）による本社債に基づく発行会社の債務に対するベイルイン権限（以下に定義する。）の行使の效果に拘束されることを承認、承諾、同意および合意する。かかるベイルイン権限の行使およびその帰結には、以下のいずれか1つまたは複数が含まれる場合がある。

(i) 支払債務（以下に定義する。）の全部または一部の恒久的な減額。

(ii) 支払債務の全部または一部の株式、その他の有価証券または発行会社その他の者の他の債務への転換（および本社債権者への当該株式、有価証券または債務の発行）（本社債の要項の修正、改訂または変更による場合を含み、かかる場合、本社債権者は、本社債に基づくその権利に代わ

り、当該株式、その他の有価証券または発行会社その他の者の他の債務を受諾することに同意する。)

(iii) 本社債の消却。

(iv) 本社債の満期日の修正もしくは変更、または本社債について支払われる利息額もしくは利息の支払期日の修正（一時的な支払停止による場合を含む。）

また、各本社債権者は、本社債を取得することにより、本社債の要項が、関連破綻処理当局または規制当局によるベイルイン権限の行使に服し、また、当該ベイルイン権限の行使を有効にするため、必要に応じ修正される場合があることを承認、承諾、同意および合意する。

以上の記載におけるベイルイン権限の行使を、以下「法定ベイルイン」という。

(B) 法定ベイルインの帰結

支払債務の返済または支払いの期限の到来がそれぞれ予定された時点で、発行会社またはそのグループのその他の構成員に適用される有効なフランスまたはルクセンブルクおよび欧州連合の適用法令に基づき発行会社が当該返済または支払いを行うことが認められる場合を除き、いかなる支払債務の返済または支払いについても、発行会社に関する法定ベイルインの行使後は、支払期限が到来せず、支払いが行われない。

本社債に関して法定ベイルインが行使された場合、発行会社は、かかる法定ベイルインの行使について本社債権者に対して上記「(9) 通知」に従って実務上可能な限り速やかに書面による通知を行う。また、発行会社は、かかる通知の写しを情報提供のため主支払代理人に交付するが、主支払代理人は、かかる通知を本社債権者に送付する義務を負わない。発行会社が通知を遅滞した場合、または通知を怠った場合であっても、かかる遅滞または懈怠は、法定ベイルインの有効性および執行可能性に影響を及ぼさず、また上記の本社債に対する効果に影響を及ぼさない。

本社債に関する法定ベイルインの行使の結果による本社債の消却、支払債務の一部または全部の減額、および本社債の発行会社その他の者の他の有価証券または債務への転換は、債務不履行事由に該当せず、その他の契約上の義務の不履行を構成しないものとし、本社債権者に対して救済（衡平法上の救済を含む。）を受ける権利を付与するものではなく、かかる権利は本項により明示的に放棄される。

本項に基づき、法定ベイルインが行使された場合、発行会社および各本社債権者（本社債の実質持分の保有者を含む。）は、法定ベイルインの行使に関連して(a)主支払代理人が本社債権者からいかなる指示も受ける義務を負わないこと、および(b)主支払代理人は英国法代理契約に基づきいかなる義務も課されないことに同意する。

上記にかかわらず、法定ベイルインの行使の完了後に未償還の本社債が残存する場合（例えば、法定ベイルインの行使の結果、本社債の元金が部分的に減額されるのみとなる場合）、英国法代理契約に基づく主支払代理人の義務は、発行会社および主支払代理人が英国法代理契約の改定契約に従って合意する範囲内において、当該完了後の本社債について継続して適用される。

法定ベイルインにおいて、関連破綻処理当局によるベイルイン権限が支払債務の総額未満の金額に関して行使された場合、主支払代理人が、発行会社または関連破綻処理当局から異なる指示を受けた場合を除き、本社債に関する消却、減額または転換は、按分計算により行われる場合がある。

本項に規定される事項は、上記の事項に関するすべてを網羅したものであり、発行会社と各本社債権者との間のその他の契約、取決めまたは合意を排除する。

本社債権者は、本項に基づく手続において必要な費用（発行会社および主支払代理人が負担するものを含むが、これらに限られない。）の一切を負担する義務を負わない。

本「(12) ベイルインおよび減額または転換権の承認」において、以下の用語は以下に定める意味を有する。

「支払債務」とは、発行会社により発行された本社債の未償還金額、および当該本社債の一切の未払経過利息であって未だ取消されていない、またはその他支払義務を免れていないものをいう。

「ベイルイン権限」とは、銀行、銀行グループ会社、信用機関および／または投資会社の破綻処理に関連する一切の法令、規則または要件（信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組の設定のための欧州連合の指令または欧州議会および欧州連合理事会の規則の一環として導入、採択または施行された一切の法令、規則もしくは要件、または銀行、銀行グループ会社、信用機関もしくは投資会社またはその関連会社の債務を減額、消却、変更もしくはその他一切の方法により修正および／または株式もしくはその他有価証券または債務者またはその他一切の者の債務に転換するその他一切の適用ある法令規則（その後の修正等を含む。）を含むが、これらに限定されない。）に基づき、その時々において存在する、あらゆる法定の消却権限、減額権限および／または転換権限をいう。

「関連破綻処理当局」とは、ソシエテ・ジェネラルに対しベイルイン権限を行使する権限を有する一切の監督官庁をいう。

### (13) その他

#### (A) 代わり社債

本社債または利札が紛失し、盗取され、切断され、汚損し、または毀損した場合、主支払代理人の指定事務所において、関連する証券取引所の要件およびすべての適用ある法令に基づき、また、証拠、担保、補償（かかる補償には、とりわけ、紛失、盗取または毀損したとされる本社債または利札が、その後、支払いまたは（適用ある場合）追加の利札との交換のために呈示された場合、発行会社の要求に応じ、当該本社債に関し発行会社が支払義務を負う金額を発行会社に対し支払うべき旨規定されている場合がある。）、利札または追加の利札に関する条件またはその他発行会社が合理的に要求する条件に従い、申請者による関連費用の支払いをもって、取り替えることができる。汚損または毀損した本社債または利札は代替物が発行されるまでに引き渡されなければならない。紛失または盗取の場合の本社債および利札の取替えは、ルクセンブルクの無記名式有価証券の非任意的な占有喪失に関する1996年9月3日付の法律（その後の改正を含む。以下「1996年非任意占有喪失法」という。）の手続に服する。

#### (B) 消滅時効

関連日の後、元金または支払いについては10年間、利息については5年間、元金および／または利息に関する請求を行わない場合、本社債（および（適用ある場合）関連する利札）に関する請求は無効となる。

1996年非任意占有喪失法により、(i)本社債について異議が申し立てられ、かつ(ii)本社債が失権（1996年非任意占有喪失法に定義される。）する前に本社債の期限が到来した場合、本社債

に基づいて支払われるべき（しかし、いまだ当該本社債権者に支払われていない）金額の支払いは、異議が取り下げられ、または本社債の失権がなされるまでの間は、ルクセンブルクの委託基金（Caisse des consignations）に対して行わなければならない。

「関連日」とは、関連する支払いに関する期限が最初に到来する日をいう。ただし、主支払代理人がかかる期日以前に支払われるべき金員の全額を受領していなかった場合には、かかる金員を全額受領し、かつ上記「(9) 通知」に従いその旨の通知が本社債権者に対して適法になされた日をいう。

#### (C) 追加発行

発行会社は随時本社債権者の同意なくして本社債とすべての点で同順位かつ同様の要項（発行日、利息起算日、発行価格ならびに／または初回利払いの金額および日付を除く。）で社債を追加発行でき、かかる追加発行された社債は発行済の本社債と統合され、単一のシリーズをなす。

#### (D) 本社債の様式、権原および譲渡

##### (イ) 様式および権原

本社債は、当初仮大券の様式により発行され、発行日以前にユーロクリアおよびクリアストリームの共通預託機関に交付される。本社債に係る大券は、当該時点におけるユーロクリアまたは（場合により）クリアストリームの規則および手続に従ってのみ譲渡することができる。

本社債がユーロクリアおよび／またはクリアストリームのために保有されている大券によって表章されている間、ユーロクリアおよび／またはクリアストリームの記録上、本社債の一定の額面金額の保有者として記録されている者（ユーロクリアまたはクリアストリームを除く。）（この関係で、一定の者の口座に対応する本社債の額面金額に関してユーロクリアまたはクリアストリームにより発行される証明書その他の文書は、明らかな誤りがある場合を除き、すべての点で終局であり、拘束力を有する。）は、本社債の当該額面金額に係る元利金の支払い以外のすべての点で、発行会社および支払代理人によって本社債の当該額面金額の保有者とみなされる。かかる元利金の支払いに関しては、関連する大券の所持人は、当該大券の要項に従い、発行会社および支払代理人によって本社債の当該額面金額の保有者とみなされる（「本社債権者」および「本社債の所持人」ならびにそれらに関連する文言は、上記に従って解釈される。）。

##### (ロ) 大券の持分の譲渡

ユーロクリアまたはクリアストリームのために保有される大券により表章される本社債は、当該時点におけるユーロクリアまたはクリアストリームの規則および手続に従ってのみ譲渡することができる。

大券に係る実質的持分の譲渡は、ユーロクリアまたはクリアストリームにより、また、その後は他の参加者および（適切である場合）当該持分の実質的な譲渡人および譲受人のために行うべき決済機関の間接的参加者により実行される。

##### (ハ) 交換

大券に係る実質的持分は、当該時点におけるユーロクリアまたは（場合により）クリアストリームの規則および運用手続のみに従い、また、代理契約に定める要項に基づき、上記「(ロ) 大券の持分の譲渡」の規定および一切の適用ある法律上および規制上の制限に服することを条件に、確定社債券または（同じ通貨建ての）他の大券の実質的持分と交換することができる。

交換日（以下に定義する。）以降、本社債に係る仮大券の持分は、当該仮大券の要項に従い、米国財務省規則の要求に基づいて、上記の実質所有に係る非米国証明書と引換えに（ただし、かかる非米国証明書が上記の規定に従ってすでに交付されている場合を除く。）請求により（無料で）恒久大券の持分に交換することができる。本社債に係る仮大券の恒久大券の持分への交換は、本社債に係る確定社債券がまだ発行されていない場合にのみ行われる。本社債に係る確定社債券がすでに発行されている場合には、本社債に係る仮大券は、その要項に従って確定社債券にのみ交換することができる。本社債に係る仮大券の保有者は、適正に非米国証明書を提出したにもかかわらず仮大券の恒久大券の持分または確定社債券への交換が不適切に留保または拒絶された場合を除き、交換日以降に支払期限を迎える利息、元金その他の金額の支払いを受ける権利を有しない。

下記(i)ないし(iii)に定める事由（以下、それぞれ「交換事由」という。）のいずれかが発生した場合、利札が付された恒久大券の全部（一部は不可。）が、（無料で）確定社債券に交換されるものとし、また、下記(iii)に定める事由が発生した場合は、発行会社が当該交換を行うものとする。

(i) 債務不履行事由が発生し、継続していること。

(ii) ユーロクリアおよびクリアストリームがともに連続する14日以上営業を停止し（休日、法律上の理由等による場合を除く。）、または営業を恒久的に停止する意思を公表し、もしくは実際に営業を恒久的に停止し、かつ後継の決済機関が利用できない旨の通知を発行会社が受けること。

(iii) 発行会社が、本社債に係る次の支払いの際に、上記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に記載の追加額を支払うことが要求されるが、本社債が確定社債券であればかかる支払いが不要であること。

交換事由が発生した場合、発行会社は、上記「(9) 通知」に従い直ちに本社債権者に通知を行う。交換事由が発生した場合、（当該大券に対する持分の保有者の指示に従い行為する）ユーロクリアおよび／またはクリアストリームは、主支払代理人に交換を求める通知を行うことができる。かかる一切の交換は、主支払代理人が最初の関連ある通知を受領した日から10日以内に行われるものとする。

「交換日」とは、(i)本社債に係る仮大券の発行後40日を経過した時点および(ii)本プログラムに係るディーラーが本社債の販売が完了したと証明した後40日が経過した時点のいずれか遅い方の直後の日をいう。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### ベイルイン規制

#### 発行会社が本社債に基づく債務を履行する能力に影響を及ぼす可能性がある要因

発行会社が債務不履行となりまたは破産した場合、本社債権者は、投資した金額の一部または全部を喪失する可能性がある。発行会社が法定のベイルイン制度（以下「ベイルイン」という。）に関連する規制に関する措置の対象となる場合、その負債は減額されてゼロとなる可能性、持分証券（株

式) もしくは債務証券に転換される可能性、または満期が延長される可能性がある。本社債権者の投資は、いかなる保証または補償制度の対象ともならない。発行会社の信用格付けは、そのコミットメントを履行する能力の評価である。したがって、発行会社の格付けの実際または予想される格下げは、本社債の市場価値に影響を及ぼす可能性がある。

ソシエテ・ジェネラルが単独で発行する上位優先社債はソシエテ・ジェネラルの非上位優先債務に優先するが、かかる社債は依然として、適用ある破産法に基づくソシエテ・ジェネラルの清算による損失のリスクにさらされる可能性がある(「上位優先社債」および「非上位優先債務」の定義については、上記「II 本社債の要項の概要、(4) 本社債の地位」を参照のこと。)

**金融機関の破綻処理に関するフランス法および欧州の法令により、発行会社が破綻処理の条件を満たしているとみなされた場合、本社債の減額もしくは株式への転換、またはその他の破綻処理措置が義務付けられる可能性がある。**

信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組を設定する2014年5月15日付の欧州議会および欧州連合理事会指令2014/59/EU(以下「BRRD」という。))が、2014年7月2日に施行された。

また、単一破綻処理メカニズム(以下「SRM」という。))と単一基金枠組との枠組の中で信用機関および一定の投資会社の破綻処理に関する統一的規則および統一的手続を確立するための欧州議会および欧州連合理事会の2014年7月15日付規則(EU)第806/2014号(以下「SRM規則」という。))は、各国の破綻処理当局との連携の下、欧州・単一破たん処理委員会(以下「SRB」という。))に付与される一元化された破綻処理の権限を設定している。

2014年11月以降、欧州中央銀行は、単一監督メカニズム(以下「SSM」という。))に基づくユーロ圏加盟国の重要な信用機関の健全性における監督を引き継いでいる。また、信用機関および一定の投資会社の破綻処理についてユーロ圏全体の一貫性を確保するため、SRMが導入されている。前述の通り、SRMはSRBによって運用されている。SRM規則第5条(1)に基づき、SRMは、欧州中央銀行の直接的な監督に服するこれらの信用機関および一定の投資会社について、BRRDに基づきEU加盟国の破綻処理当局に付与されているものと同等の責任および権限を付与されている。SRBは、2016年初頭より当該権限の行使が可能となった。

発行会社は、SSM内における欧州中央銀行と各国の権限のある当局との、および各国の指定当局との連携に関する枠組を設定するための欧州中央銀行の2014年4月16日付規則(EU)第468/2014号(SSM規則)第49条(1)に定める重要な監督対象法人(a significant supervised entity)に指定され、また、継続してかかる指定を受けていることから、SSMにおける欧州中央銀行による直接の監督に服している。これはすなわち、発行会社が、2015年に有効となったSRMにも服していることを意味している。SRM規則はBRRDを踏襲し、また、その大部分においてBRRDを参照しており、これによりSRBは、各国の関連ある破綻処理当局が行使しうる権限と同一の権限を行使することが可能となっている。

BRRDおよびSRM規則は、信用機関および一定の投資会社の再建および破綻処理に関するEU全域にわたる枠組を設定することを目的に掲げている。BRRDが規定する制度は、特に、金融機関の破綻が経済および金融システムに与える影響(納税者の損失に対するエクスポージャーを含む。)を最小化しつつ、経営難に陥った、または破綻した金融機関に十分早期に、かつ迅速に介入することによって、かかる

金融機関の重要な金融および経済に係る機能の継続性を維持するための信頼性のある措置を実施する権限を各EU加盟国が指定する破綻処理当局（以下「破綻処理当局」という。）に与えるために必要であるとされている。

SRM規則の規定に従い、適用ある場合、SRBは、意思決定過程に関連するすべての点において、BRRDに基づき指定された各国の破綻処理当局を承継し、BRRDに基づき指定された各国の破綻処理当局は、SRBにより採択された破綻処理スキームの実施に関連する業務を継続する。金融機関の破綻処理計画の準備に関連するSRBと各国の破綻処理当局の間の連携に関する規定は、2015年1月1日から適用が開始され、2016年1月1日以降、SRMは全面的に運用されている。

SRBは、発行会社の破綻処理当局である。

BRRDおよびSRM規則により破綻処理当局に付与される権限には、資本（劣後債務を含む。）および適格債務（低順位の証券だけではすべての損失を吸収することができないことが判明した場合は、上位債等の高順位の債務を含む。）に、一定の優先順位に基づいて、破綻処理の対象となる発行者である金融機関の損失を吸収させる減額または転換を行う権限（以下「ベイルイン権限」という。）が含まれている。SRM規則によると、（i）金融機関が破綻しているか、または破綻する可能性が高いと破綻処理当局が判断し、（ii）破綻処理措置以外の措置では合理的な期間内に破綻を回避することができる合理的な見込みがなく、かつ（iii）破綻処理の目的（特に、重要な機能の継続性を維持すること、金融システムに対する重大な悪影響を回避すること、特別な公的財政支援への依存を最小化することにより公的資金を保護することならびに顧客の資金および資産を保護すること）を達成するために破綻処理措置が必要であり、かかる金融機関を通常の倒産手続で清算したのでは同程度にその破綻処理の目的を実現することができない場合、破綻処理の条件が成就したとみなされる。

破綻処理当局は、減額もしくは転換が行われない限り金融機関もしくはそのグループが存続し得ないと判断したとき、または金融機関が特別な公的財政支援を必要としているとき（SRM規則第10条に規定される方法で特別な公的財政支援が提供された場合を除く。）、破綻処理措置とは別に、またはこれと併せて、資本（劣後債務を含む。）のすべてまたは一部を減額し、または株式に転換することができる。本社債の要項には、破綻処理および実質破綻時における資本の減額または転換に関連するベイルイン権限の実行に関する規定が含まれている。

ベイルイン権限により、本社債は、完全に（つまりゼロまで）、もしくは部分的に減額され、もしくは普通株式その他の持分証券に転換され、または本社債の条件が変更される可能性がある（例えば、満期日および／もしくは利息が変更され、かつ／または一時的な支払いの停止が命じられる可能性がある。）。特別な公的財政支援は、破綻処理措置を可能な限り最大限に検討し、適用した後の最後の手段としてのみ行われるべきである。株主ならびに資本およびその他の適格債務の保有者が、減額または転換その他により、損失の吸収および自己資本を含む全債務の8%の資本再構築に充当するための最低額の拠出を行うまでは、かかる支援は行われない。

BRRDは、破綻処理当局に対し、ベイルイン権限に加えて、破綻処理の条件を満たした金融機関についてその他の破綻処理措置を実施するより広い権限を与えており、かかる権限には、金融機関の事業の売却、承継機関の創設、資産の分離、債務の債務者としての金融機関の地位の交代または代替、債務の要項の変更（満期日および／もしくは利息額の変更ならびに／または一時的な支払いの停止を含む。）、経営陣の解任、暫定的な管理人の選任ならびに金融商品の上場および取引許可の停止が含まれるが、これらに限定されない。

破綻処理当局は、破綻処理措置（バイルイン権限の実行を含む。）を実施する前、または関連する資本の減額もしくは転換を行う権限を行使する前に、金融機関の資産および負債の公正、慎重かつ現実的な評価が、公的機関から独立した者により行われるようにしなければならない。

ただし、BRRDおよびSRM規則は、例外的な状況下において、バイルイン債券が適用された場合、SRBが、一定の条件のもと、特定の債務を減損または転換権の適用から完全にまたは一部除外することができることも規定している。

2016年1月1日以降、EUの信用機関（発行会社を含む。）および一定の投資会社は、SRM規則第12条に従って、自己資本・適格債務に関する最低要件（以下「MREL」という。）を常に満たす必要がある。MRELは、金融機関の全債務および自己資本に対する割合として表示されるものであり、破綻処理を円滑に進めるために、金融機関がバイルイン権限の実効性を妨げるような態様で負債を構成することを防止することを目的としている。

本制度は、EUの立法が採用する変更を受けて発展を遂げた。2019年6月7日、いわゆる「EU銀行パッケージ」の改正案の一環として、次の立法に関する文言が2019年5月14日付EU官報に公表された。

■ 信用機関および投資会社の損失吸収および資本再構築能力（以下「TLAC」という。）に関してBRRDを修正する2019年5月20日付の欧州議会および欧州連合理事会指令（EU）2019/879（以下「BRRD 2」という。）

■ 信用機関および投資会社のTLACに関してSRM規則を修正する2019年5月20日付の欧州議会および欧州連合理事会規則（EU）第2019/877号（以下「SRM 2 規則」といい、BRRD 2 と併せて以下「EU銀行パッケージ改革」と総称する。）

EU銀行パッケージ改革はとりわけ、銀行セクターのリスクを削減し、かつ、今後発生しうる危機への金融機関の耐性をさらに高めることにより銀行同盟を強化し、金融システムにおけるリスクを削減するという目標の下、特定のMRELに関する既存の制度等を採用することにより、金融安定理事会のTLACタームシート（以下「FSB TLACタームシート」という。）により実施されるTLACの基準を導入した。

TLACは、FSB TLACタームシートに従って導入されている。FSB TLACタームシートによって、発行会社を含むグローバルなシステム上重要な銀行（以下「G-SIB」という。）には、その各々について個別に決定される最低TLAC水準が課される。かかる水準は、（i）2022年1月1日まではリスクアセットの16%に適用あるバッファを加算したもの、および2022年1月1日より後は18%に適用あるバッファを加算したもの、また、（ii）2022年1月1日まではバーゼル3レバレッジ比率分母の6%、および2022年1月1日より後は6.75%（これらは企業特有の追加要件により増額される可能性がある。）に等しい金額以上となる。

信用機関および投資会社の健全性要件に関する2013年6月26日付の欧州議会および欧州連合理事会規則（EU）第575/2013号（以下「CRR」という。）（レバレッジ比率、安定調達比率、自己資本および適格債務に係る要件、カウンターパーティ信用リスク、市場リスク、中央清算機関に対するエクスポージャー、集合投資会社に対するエクスポージャー、大口エクスポージャー、報告および開示要件につき規則（EU）第2019/876号（以下「CRR 2」という。）により改訂されている。）に従い、ソシエテ・ジェネラル等のEUのG-SIBは、CRR 2の発効時以降は、MREL要件に加えて、TLAC要件を遵守しな

なければならない。そのため、ソシエテ・ジェネラル等のG-SIBは、TLAC要件およびMREL要件の両方を遵守しなければならない。

したがって、MREL適格債務の基準は、CRR 2に基づくTLAC適格債務の基準と密接に整合しているが、BRRD 2において導入される補足的な調整および要件に従う。特に、デリバティブ要素が組み込まれた一定の債務（一定のストラクチャード債等）は、一定の条件に従い、事前に周知されている満期時に弁済される元本金額が固定であるか増額し、かつ、追加的な利益のみが当該デリバティブ要素に連動し参照資産のパフォーマンスに依拠することが許容されている限りにおいて、MREL要件を満たすために適格となる。

MRELに基づき要求される資本および適格債務の水準は、SRBにより、ソシエテ・ジェネラルについて単体および／または連結ベースで、システム上の重要性を含む一定の基準に基づいて設定される。適格債務は、上位債または劣後債のいずれでもよいが、残存期間が1年以上であること、およびEU以外の法律に準拠する債務を減額または転換する破綻処理当局の権限を契約上認めること等を条件とする。

MRELを満たすために使用される債務の範囲には、原則として、一般の無担保債権者から生じる債権に起因するすべての債務（非劣後債務）が含まれる。ただし、BRRD（BRRD 2による改訂後）に定める特定の適格性基準を満たさない場合はこの限りでない。ベイルイン・ツールの効果的な使用を通じて金融機関および事業体の破綻処理の実行可能性を向上させるため、SRBは、特にベイルイン債権者が通常の破産手続の下で負担する損失を上回る損失を破綻処理において負担する可能性が高い場合には、MRELを自己資本およびその他の劣後債務により満たすよう要求できるであろう。さらに、SRBは、ベイルイン・ツールの適用から除外される債務の金額が、MREL適格債務を含むある種類の債務における一定の閾値に達する場合には、金融機関および事業体に対してMRELを自己資本およびその他の劣後債務で満たすよう要求する必要性を評価するであろう。MRELのためにSRBが要請する債務のあらゆる劣後は、TLAC基準により認められる通り、CRR（CRR 2による改訂後）に従いTLAC要件を非劣後の債務で部分的に満たす可能性に影響を与えない。100十億ユーロを超える資産を有する破綻処理グループ（ソシエテ・ジェネラル等のトップ・ティア銀行）に対しては、特定の要件が適用される。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

( 事業年度 自 2021年1月1日 ) 2022年6月29日  
( (2021年度) 至 2021年12月31日 ) 関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書

( 事業年度 自 2022年1月1日 ) 2022年9月29日  
( (2022年度中) 至 2022年6月30日 ) 関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

該当事項なし。

#### 4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

#### 5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

#### 6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

#### 7 【訂正報告書】

該当事項なし。

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」と総称する。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

### 第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし。



有価証券報告書等の提出日以後における重要な事実の内容を記載した書面

2022年11月4日に公表された2022年第3四半期の業績の概要は以下のとおりである。

注記号\*はグループ編成の変更および為替レートの変動による影響の修正再表示後の数値を示す。

1. グループ連結決算

(単位：百万ユーロ)	2022年 第3四半期	2021年 第3四半期	増減		2022年 1-9月期	2021年 1-9月期	増減	
業務粗利益	6,828	6,672	+2.3%	+3.7%*	21,174	19,178	+10.4%	+10.9%*
営業費用	(4,233)	(4,170)	+1.5%	+4.3%*	(14,020)	(13,025)	+7.6%	+8.9%*
基礎営業費用 <sup>(1)</sup>	(4,358)	(4,272)	+2.0%	+4.8%*	(13,273)	(12,594)	+5.4%	+6.7%*
営業総利益	2,595	2,502	+3.7%	+2.8%*	7,154	6,153	+16.3%	+14.9%*
基礎営業総利益 <sup>(1)</sup>	2,470	2,400	+2.9%	+1.9%*	7,901	6,584	+20.0%	+18.7%*
純リスク費用	(456)	(196)	x 2.3	x 2.3*	(1,234)	(614)	x 2.0	+52.2%*
営業利益	2,139	2,306	-7.2%	-8.1%*	5,920	5,539	+6.9%	+9.3%*
基礎営業利益 <sup>(1)</sup>	2,014	2,204	-8.6%	-9.5%*	6,667	5,970	+11.7%	+14.1%*
その他の資産からの純損益	4	175	-97.7%	-97.7%*	(3,286)	186	n/s	n/s
法人所得税	(396)	(699)	-43.4%	-43.4%*	(1,076)	(1,386)	-22.4%	-19.6%*
当期純利益	1,751	1,781	-1.7%	-2.8%*	1,566	4,343	-63.9%	-63.9%*
うち非支配持分	253	180	+40.6%	+37.3%*	708	489	+44.8%	+42.9%*
グループ報告当期純利益	1,498	1,601	-6.4%	-7.3%*	858	3,854	-77.7%	-77.7%*
グループ基礎当期純利益 <sup>(1)</sup>	1,410	1,391	+1.4%	+0.3%*	4,489	4,038	+11.2%	+12.2%*
ROE	9.9%	11.1%			1.1%	8.7%		
ROTE	11.2%	12.7%			1.3%	10.0%		
基礎ROTE <sup>(1)</sup>	10.5%	10.9%			10.4%	10.4%		

(1) 特別項目およびIFRIC第21号による影響の線形化の修正再表示後

2022年11月3日に開催されたロレンツォ・ビーニ・スマギを議長とするソシエテ・ジェネラルの取締役会において、ソシエテ・ジェネラル・グループの2022年第3四半期決算および2022年1-9月期決算が精査された。

基礎データから公表データへの移行に伴う様々な修正再表示については、財務情報の基準となる事項の第5項を参照のこと。

業務粗利益

2022年第3四半期は、不確実性が高まる経済環境下でも、業務粗利益は良好なモメンタムが継続し、2021年第3四半期比2.3%増(3.7%\*増)となった。

フランス国内リテールバンキング部門は底堅く推移した(2021年第3四半期比0.5%増)。業務粗利益はサービス手数料収入およびプライベートバンキング事業に健全なモメンタムが見られた。

国際リテールバンキング&金融サービス部門の収益は、ALDと国際リテールバンキング事業が非常に好調で、2021年第3四半期比で5.6%(13.5%\*)増加した。国際リテールバンキング事業は、2021年第3四半期比で13.0%\*増加した。金融サービス事業の業務粗利益は大幅に増加し、2021年第3四半期比で19.0%\*増加した一方、保険事業の業務粗利益は2021年第3四半期比で2.1%\*増加した。

グローバルバンキング&インバスターソリューションズ部門は力強い成長を継続し、収益は2021年第3四半期比で6.4%(3.9%\*)増加した。グローバルマーケット&インバスターサービス事業は2021年第3四半期比で11.2%(5.2%\*)の増加となり、またファイナンス&アドバイザー事業は2021年第3四半期比で7.0%(1.5%\*)増加した。

2022年1～9月期は全事業部門が増収となり、当グループの収益は2021年1～9月期比10.4%増（10.9%\*増）の力強い伸びを見せた。

## 営業費用

2022年第3四半期の営業費用は報告ベースで総額42億3,300万ユーロ、基礎ベース（転換費用およびIFRIC第21号による影響の線形化の修正再表示後）では総額43億5,800万ユーロと、2021年第3四半期比で2.0%増加した。

2022年1～9月期の基礎営業費用は2021年1～9月期比で5.4%増加し、132億7,300万ユーロ（報告ベースでは140億2,000万ユーロ）であった。かかる増加の主因には、単一破綻処理基金への拠出の増加（2億800万ユーロ）、グローバル従業員持株制度を含む従業員の変動報酬の増加（1億4,200万ユーロ増）および為替相場の影響（1億6,500万ユーロ増）があげられる。こうした変動分を除いたその他費用の増加は、2021年1～9月期比で1.3%増の1億6,400万ユーロにとどまった。

全体では、2022年第3四半期の基礎営業総利益は2.9%増の24億7,000万ユーロとなり、基礎経費率は、単一破綻処理基金への拠出を除くと、60.7%に低下した。

2022年1～9月期の基礎営業総利益は大幅に増加し、2021年1～9月期比で20.0%増の79億100万ユーロであった。

## リスク費用

2022年第3四半期のリスク費用は31ベースポイント（4億5,600万ユーロ）に抑制されていた。その内訳は、限定的な水準にとどまった不良債権に対する引当金が1億5,400万ユーロ（約10ベースポイント）、正常債権に対する引当金の積み増しが3億200万ユーロ（21ベースポイント）であった。

2022年1～9月期のリスク費用は29ベースポイントであった。

ロシア向けオフショアエクスポージャーは2022年9月30日時点でデフォルト時エクスポージャーの23億ユーロに減少した。このポートフォリオでリスクにさらされているエクスポージャーは10億ユーロ未満と推定される。2022年9月末時点の関連する引当金は総額4億5,200万ユーロであった。

さらに、2022年9月末時点の当グループのロスバンク関連の残存エクスポージャーは約1億ユーロで、主にロスバンク売却前にグループ内エクスポージャーとして認識されていた保証および信用状がこれに相当する。

9月末時点における当グループの正常債権引当金は37億5,400万ユーロで、2022年で3億9,900万ユーロ増加した。

2022年9月30日時点の不良債権比率は2.7%<sup>(1)</sup>と2022年6月末比で約10ベースポイント低下した。2022年9月30日時点の当グループの回収懸念貸出金総額のカバレッジ比率は50%<sup>(2)</sup>にとどまっている。

2022年は、リスク費用が30～35ベースポイントで推移するとの予想を維持している。

<sup>(1)</sup> 不良債権比率 (NPL ratio) は2019年7月16日に公表された欧州銀行監督機構 (EBA) の手法に従い算出されている。

<sup>(2)</sup> ステージ3引当金と保証・担保相殺前の不良債権の帳簿価額の総額の比率

## グループ当期純利益

(単位：百万ユーロ)	2022年 第3四半期	2021年 第3四半期	2022年 1-9月期	2021年 1-9月期
グループ報告当期純利益	1,498	1,601	858	3,854
グループ基礎当期純利益 <sup>(1)</sup>	1,410	1,391	4,489	4,038

(単位：%)	2022年 第3四半期	2021年 第3四半期	2022年 1-9月期	2021年 1-9月期
ROTE	11.2%	12.7%	1.3%	10.0%
基礎ROTE <sup>(1)</sup>	10.5%	10.9%	10.4%	10.4%

(1) 特別項目およびIFRIC第21号による影響の線形化の修正再表示後

2022年1～9月期の1株当たり利益は0.55ユーロ（2021年1～9月期は4.02ユーロ）であった。同時期の1株当たり基礎利益は4.68ユーロ（2021年1～9月期は4.06ユーロ）であった。

## 2. グループの財務構造

2022年9月30日時点のグループ**株主資本**は総額663億ユーロ（2021年12月31日時点：651億ユーロ）であった。1株当たり純資産額は69.4ユーロ、1株当たり有形純資産額は61.5ユーロであった。

2022年9月30日時点の連結貸借対照表は総額1兆5,940億ユーロ（2021年12月31日時点：1兆4,640億ユーロ）であった。2022年9月30日時点の顧客貸出金の正味残高（リースファイナンスを含むが売戻条件付きで買入れた資産および有価証券を除く。）は5,030億ユーロ（2021年12月31日時点：4,880億ユーロ）であった。同時点で、顧客預金（買戻条件付きで売却した資産および有価証券を除く。）は5,270億ユーロ（2021年12月31日時点：5,020億ユーロ）であった。

2022年10月18日時点で、親会社は411億ユーロの中長期債を発行したが、その平均満期は5.1年、平均スプレッドは56ベースポイントであった（6カ月ミッドスワップ比、劣後債を除く。）。子会社の発行額27億ユーロを合わせると、当グループは438億ユーロの中長期債を発行した。

2022年9月末時点の流動性カバレッジ比率（LCR）は143%（2021年12月末時点：129%）で、規制要件を大幅に上回っていた。第3四半期の平均は143%であった。また、2022年9月末時点の安定調達比率（NSFR）は112%であった。

2022年9月30日時点の当グループの**リスクアセット**（RWA）（第2次資本要件規制／第5次資本要件指令（CRR2／CRD5規制）を基準に算出）は3,716億ユーロであった（2021年12月末時点：3,634億ユーロ）。信用リスクに係るリスクアセットは3,107億ユーロと全体の83.6%を占め、2021年12月31日時点の水準から1.9%増加した。

2022年9月30日時点の当グループの**普通株式等 Tier 1**比率は13.1%で、規制要件を約380ベースポイント上回った。2022年9月30日時点の普通株式等 Tier 1比率には、IFRS第9号の段階的導入に伴う15ベースポイントのプラス効果が含まれている。この影響を除く全面適用の比率は12.9%であった。2022年9月末時点のTier 1比率は15.6%（2021年12月末時点：15.9%）、総自己資本比率は19.0%（2021年12月末時点：18.8%）であった。

2022年9月30日時点の**レバレッジ比率**は4.2%であった。

2022年9月末時点の当グループの総損失吸収力（TLAC）比率は、RWAの32.4%およびレバレッジエクスポージャーの8.6%という水準であり、金融安定理事会（FSB）が定める2022年の要件を上回っている。2022年9月30日時点では、当グループは2022年の自己資本および適格債務の最低基準（MREL）要件である、RWAの25.2%およびレバレッジエクスポージャーの5.91%も上回った。

### 3. フランス国内リテールバンキング部門

(単位：百万ユーロ)	2022年 第3四半期	2021年 第3四半期	増減	2022年 1-9月期	2021年 1-9月期	増減
業務粗利益	2,176	2,165	+0.5%	6,620	6,268	+5.6%
PEL/CELの影響を除いた業務粗利益	2,123	2,152	-1.3%	6,473	6,250	+3.6%
営業費用	(1,523)	(1,502)	+1.4%	(4,756)	(4,560)	+4.3%
基礎営業費用 <sup>(1)</sup>	(1,579)	(1,545)	+2.2%	(4,700)	(4,517)	+4.0%
営業総利益	653	663	-1.5%	1,864	1,708	+9.1%
基礎営業総利益 <sup>(1)</sup>	597	620	-3.7%	1,920	1,751	+9.7%
純リスク費用	(196)	(8)	x 24.5	(264)	(145)	+82.1%
営業利益	457	655	-30.2%	1,600	1,563	+2.4%
その他の資産からの純損益	3	(2)	n/s	6	2	x 3.0
グループ報告当期純利益	343	470	-27.0%	1,195	1,136	+5.2%
グループ基礎当期純利益 <sup>(1)</sup>	301	439	-31.3%	1,237	1,167	+5.9%
RONE	10.7%	15.8%		12.9%	12.6%	
基礎RONE <sup>(1)</sup>	9.4%	14.8%		13.4%	12.9%	

(1) PEL/CEL 引当金の影響を含み、かつIFRIC第21号による影響の線形化の修正再表示後

注：2022年第1四半期の修正再表示に伴うプライベートバンキング事業（フランス国内および国際業務）を含む。リクゾー売却後に譲渡されたその他の事業を含む。

#### ソシエテ・ジェネラルとクレディ デュ ノールのネットワーク

平均貸出残高は、2021年第3四半期比3.7%増の2,150億ユーロとなった。

住宅ローン残高は2021年第3四半期比で3.5%増加した。法人および専門家顧客向けの貸出残高は2021年第3四半期比4%増加した。

BMTN（譲渡性ミディアムターム ノート）を含む貸借対照表上の平均預金残高は、引き続き増加して（2021年第3四半期比1.5%増）2,430億ユーロとなった。

その結果、2022年第3四半期の平均預貸率は、2021年第3四半期の87%に対して88%となった。

生命保険事業の運用資産は2022年9月末現在で総額1,090億ユーロと、前年同期比横ばいだった（ユニットリンク商品のシェアは32%）。2022年第3四半期の生命保険の総インフローは18億ユーロとなった。

個人保護保険の受取保険料は2021年第3四半期比で8%、損害保険の受取保険料は2021年第3四半期比で4%それぞれ増加した。

#### ブルソラマ

ブルソラマは、2022年第3四半期に36万5,000件の新規顧客のオンボーディングにより（2021年第3四半期比で2.2倍）、2022年9月末の顧客数が430万件を超え（2021年第3四半期比で40%増）、フランス国内有数のオンラインバンクとしての地位を固めた。

平均貸出残高は、2021年第3四半期比21%増の150億ユーロであった。住宅ローン残高が2021年第3四半期比20%増加した一方、消費者ローン残高は2021年第3四半期比28%増加した。

預金と金融貯蓄を含む平均貯蓄残高が2021年第3四半期比32%増の460億ユーロとなった一方、預金残高も2021年第3四半期比で37%増加した。2022年第3四半期の売買取扱高は150万件を超えた。

ING顧客向けの特別プランは9月30日に成功裏に終了した。顧客獲得率は、INGの対象顧客50万件のうちの63%、すなわち約31万5,000件を確保した。これらは主に富裕層顧客である。回収残高の総額は約85億ユーロで、主に生命保険残高から成る。

#### プライベートバンキング

2022年初めにフランス国内リテールバンキング部門に移管されたプライベートバンキング事業は、フランス国内および国際業務をカバーしている。9月末現在の運用資産は総額1,460億ユーロであった。2022年第3四半期の純インフローは総額13億ユーロであった。2022年第3四半期の業務粗利益は3億2,500万ユーロとなった（2021年第3四半期比11.5%増）。

## 業務粗利益

**2022年第3四半期**：収益は、好調な事業活動を受けて、PEL/CELの影響を含み、総額21億7,600万ユーロとなり、2021年第3四半期比0.5%増加した。PEL/CELの影響を含む純受取利息およびその他の収益は、2021年第3四半期比で4.5%減少した。これは主に規制貯蓄勘定の利率上昇に加え、高金利による新規住宅ローンの料率上昇の影響が遅れて出てきたことによる。手数料収入は、サービス手数料の急増と金融手数料の業績にけん引され、2021年第3四半期比6.5%増加した。

**2022年1～9月期**：収益は、PEL/CELの影響を含み、総額66億2,000万ユーロと、2021年1～9月期比で5.6%増加した。PEL/CELの影響を含む純受取利息およびその他の収益は、2021年1～9月期比4.6%の増加となった。手数料収入は、サービス手数料の高成長を背景に2021年1～9月期比6.8%増加した。

## 営業費用

**2022年第3四半期**：営業費用は総額15億2,300万ユーロ（2021年第3四半期比1.4%増）で、基礎ベースでは15億7,900万ユーロ（2021年第3四半期比2.2%増）となった。経費率は70%と、2021年第3四半期から0.6ポイント上昇した。

**2022年1～9月期**：営業費用は総額47億5,600万ユーロであった（2021年1～9月期比4.3%増）。経費率は72%で、2021年1～9月期から1ポイント低下した。

## リスク費用

**2022年第3四半期**：商業的リスク費用は、特に正常債権に関する1億2,300万ユーロ（20ベースポイント）を含め、総額1億9,600万ユーロ、すなわち32ベースポイントとなった。これは2021年第3四半期（1ベースポイント）を上回った。

**2022年1～9月期**：商業的リスク費用は総額2億6,400万ユーロ、すなわち14ベースポイントで、2021年1～9月期（8ベースポイント）を上回った。

## グループ当期純利益への寄与

**2022年第3四半期**：2022年第3四半期のグループ当期純利益への寄与は、2021年第3四半期（4億7,000万ユーロ）から27.0%減少して3億4,300万ユーロとなった。2022年第3四半期のRONE（IFRIC第21号による影響の線形化後）は9.4%となった（ブルソラマを除くと10.9%）。

**2022年1～9月期**：グループ当期純利益への寄与は、2021年1～9月期比5.2%増の11億9,500万ユーロであった。2022年1～9月期のRONE（IFRIC第21号による影響の線形化後）は13.4%となった。

#### 4. 国際リテールバンキング&金融サービス部門

(単位：百万ユーロ)	2022年 第3四半期	2021年 第3四半期	増減		2022年 1-9月期	2021年 1-9月期	増減	
業務粗利益	2,226	2,107	+5.6%	+13.5%*	6,753	5,958	+13.3%	+17.9%*
営業費用	(1,006)	(1,015)	-0.9%	+10.6%*	(3,234)	(3,115)	+3.8%	+9.5%*
基礎営業費用 <sup>(1)</sup>	(1,037)	(1,039)	-0.2%	+11.1%*	(3,203)	(3,091)	+3.6%	+9.3%*
営業総利益	1,220	1,092	+11.7%	+16.1%*	3,519	2,843	+23.8%	+26.8%*
基礎営業総利益 <sup>(1)</sup>	1,189	1,068	+11.3%	+15.8%*	3,550	2,867	+23.8%	+26.8%*
純リスク費用	(150)	(145)	+3.4%	+7.3%*	(572)	(408)	+40.2%	-4.6%*
営業利益	1,070	947	+13.0%	+17.4%*	2,947	2,435	+21.0%	+35.5%*
その他の資産からの純損益	2	4	-50.0%	-50.0%*	12	10	+20.0%	+19.3%*
グループ報告当期純利益	624	584	+6.8%	+13.2%*	1,718	1,498	+14.7%	+29.4%*
グループ基礎当期純利益 <sup>(1)</sup>	606	570	+6.3%	+12.8%*	1,736	1,512	+14.8%	+29.4%*
RONE	23.8%	22.6%			21.4%	19.7%		
基礎RONE <sup>(1)</sup>	23.1%	22.1%			21.7%	19.9%		

(1) IFRIC第21号による影響の線形化の修正再表示後

国際リテールバンキング事業の貸出残高は総額 867 億ユーロで、2021 年第 3 四半期比 6.2%\*増加した。預金残高は 2021 年第 3 四半期比微増 (0.8%\*増) の 809 億ユーロとなった。

欧州全体では、貸出残高は、チェコ共和国 (9.1%\*増) とルーマニア (8.6%\*増) での増勢を受け、2021 年 9 月末比で 5.9%\*増の 627 億ユーロとなった。預金残高は 1.7%\*減の 543 億ユーロであった。ルーマニアと西欧の良好なモメンタムが、主に金融貯蓄へのシフトによるチェコ共和国の減速によって打ち消された形となった。

アフリカ、地中海沿岸地域およびフランス海外領域では、貸出残高は 7.0%\*増加し、回復傾向を確実なものとした。預金残高は 6.2%\*増と引き続き良好なモメンタムを示した。

保険事業では、生命保険事業の残高が、2022 年 9 月末に総額 1,300 億ユーロとなった。残高に占めるユニットリンク商品のシェアは、2021 年 9 月比横ばいの 35%と依然高水準を維持した。2022 年第 3 四半期の貯蓄型生命保険の総インフローは、きわめて不安定な市場下で 25 億 7,300 万ユーロとなった。2022 年第 3 四半期のユニットリンク商品のシェアは 39%と依然高水準であった。保護保険は、損害保険の受取保険料の良好なモメンタムを背景に、2021 年第 3 四半期比で 2.8%\*増加した。

金融サービス事業もきわめて良好なモメンタムを示した。事業用車両リースおよび車両管理事業は 2021 年 9 月末比で 5.2%の成長を記録し、契約数は合計で 180 万台となった。設備ファイナンス事業の貸出残高は、2021 年 9 月末から微増 (0.5%増) の 145 億ユーロであった (ファクタリングを除く。)

#### 業務粗利益

2022 年第 3 四半期の業務粗利益は 22 億 2,600 万ユーロで、2021 年第 3 四半期比 13.5%\*増加した。2022 年 1~9 月期の収益は総額 67 億 5,300 万ユーロと、2021 年 1~9 月期比で 17.9%\*増加した。

国際リテールバンキング事業の 2022 年第 3 四半期の業務粗利益は総額 12 億 6,000 万ユーロと、13.0%\*増加した。国際リテールバンキング事業の 2022 年 1~9 月期の業務粗利益は総額 38 億 7,300 万ユーロと、2021 年 1~9 月期比で 12.6%\*増加した。

欧州の収益は、主に純受取利息の大幅増加 (2021 年第 3 四半期比 16.2%\*増) を背景に、チェコ共和国 (2021 年第 3 四半期比 41.1%\*増) とルーマニア (2021 年第 3 四半期比 20.1%\*増) が伸びをけん引し、2021 年第 3 四半期比で 14.5%\*増加した。

アフリカ、地中海沿岸地域およびフランス海外領域は、すべての事業がけん引し、収益は 2021 年第 3 半期比 10.5%\*増の 4 億 8,500 万ユーロとなった。

保険事業は、業務粗利益が 2021 年第 3 四半期比 2.1%\*増の 2 億 4,700 万ユーロとなった。2022 年 1~9 月期の保険事業の業務粗利益は、2021 年 1~9 月期比 5.1%\*増の 7 億 4,900 万ユーロであった。

金融サービス事業の業務粗利益は、2021 年第 3 四半期比で大幅に増加し (19.0%\*増)、7 億 1,900 万ユーロとなった。この業績は、主に ALD レベルでの良好な商業的モメンタム、好調な中古車販売実績 (2022 年 1~9 月期は 1 台当たり 3,149 ユーロ)、減価償却の調整によるもので、比較的度は低い、トルコ事業の

超インフレ会計への移行も関係している。2022年1～9月期の金融サービス事業の業務粗利益は、2021年1～9月期比35.0%\*増の21億3,100万ユーロとなった。

### 営業費用

営業費用は、正のジョーズ効果（収益の伸びが経費の伸びを大幅に上回る）が出て10億3,700万ユーロ<sup>(1)</sup>と2021年第3四半期比で11.1%\*<sup>(1)</sup>増加した。2022年第3四半期の経費率（IFRIC第21号による影響の線形化後）は46.6%<sup>(1)</sup>で、2021年第3四半期（49.3%<sup>(1)</sup>）を下回った。2022年1～9月期の営業費用は、2021年1～9月期比9.3%\*<sup>(1)</sup>増の32億300万ユーロ<sup>(1)</sup>であった。

国際リテールバンキング事業では、営業費用は2021年第3四半期比6.2%\*<sup>(1)</sup>増加した。

保険事業では、営業費用は2021年第3四半期比5.7%\*<sup>(1)</sup>増加し、経費率（IFRIC第21号による影響の線形化後）は38.7%<sup>(1)</sup>となった。

金融サービス事業では、営業費用は2021年第3四半期比26.9%\*<sup>(1)</sup>増加した。この増加は、特にリースプラン（Leaseplan）の買収準備関連費用を2022年第3四半期に認識したことによるものであった。

### リスク費用

2022年第3四半期では、リスク費用は2021年第3四半期の43ベースポイントより高い47ベースポイント（1億5,000万ユーロ）となった。

2022年1～9月期では、リスク費用は56ベースポイント（5億7,200万ユーロ）であった。2021年1～9月期は41ベースポイントであった。

### グループ当期純利益への寄与

2022年第3四半期のグループ当期純利益への寄与は総額6億600万ユーロ<sup>(1)</sup>と、2021年第3四半期比で12.8%\*<sup>(1)</sup>増加した。2022年1～9月期のグループ当期純利益への寄与は総額17億3,600万ユーロ<sup>(1)</sup>となった（2021年1～9月期比29.4%\*<sup>(1)</sup>増）。

2022年第3四半期の基礎RONEは23.1%、2022年1～9月期では21.7%であった。2022年第3四半期の国際リテールバンキング部門の基礎RONEは18.4%、金融サービス事業と保険事業では28.0%であった。

## 5. グローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門

(単位：百万ユーロ)	2022年 第3四半期	2021年 第3四半期	増減		2022年 1-9月期	2021年 1-9月期	増減	
業務粗利益	2,312	2,172	+6.4%	+3.9%*	7,630	6,671	+14.4%	+12.4%*
営業費用	(1,428)	(1,457)	-2.0%	-2.7%*	(5,165)	(4,848)	+6.5%	+6.4%*
基礎営業費用 <sup>(1)</sup>	(1,613)	(1,578)	+2.2%	+1.6%*	(4,980)	(4,727)	+5.3%	+5.2%*
<b>営業総利益</b>	<b>884</b>	<b>715</b>	<b>+23.6%</b>	<b>+16.6%*</b>	<b>2,465</b>	<b>1,823</b>	<b>+35.2%</b>	<b>+27.4%*</b>
基礎営業総利益 <sup>(1)</sup>	699	594	+17.6%	+9.6%*	2,650	1,944	+36.3%	+28.9%*
純リスク費用	(80)	(44)	+81.8%	+58.6%*	(343)	(62)	x 5.5	x 5.1*
<b>営業利益</b>	<b>804</b>	<b>671</b>	<b>+19.8%</b>	<b>+13.6%*</b>	<b>2,122</b>	<b>1,761</b>	<b>+20.5%</b>	<b>+13.7%*</b>
<b>グループ報告当期純利益</b>	<b>629</b>	<b>544</b>	<b>+15.6%</b>	<b>+10.1%*</b>	<b>1,673</b>	<b>1,397</b>	<b>+19.8%</b>	<b>+13.2%*</b>
グループ基礎当期純利益 <sup>(1)</sup>	486	451	+7.8%	+1.6%*	1,816	1,490	+21.9%	+15.6%*
<b>RONE</b>	<b>16.7%</b>	<b>15.0%</b>			<b>15.3%</b>	<b>13.5%</b>		
基礎RONE <sup>(1)</sup>	12.9%	12.5%			16.6%	14.4%		

(1) IFRIC 第21号による影響の線形化の修正再表示後

注：2022年第1四半期の修正再表示に伴うプライベートバンキング事業（フランス国内および国際業務）を除く。リクゾー売却後に譲渡された事業を除く。

### 業務粗利益

第3四半期のグローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門は極めて底堅い業績を達成し、収益は23億1,200万ユーロに上り、2021年第3四半期比6.4%増となった。

2022年1~9月期の収益は2021年1~9月期比14.4%増と大幅な増加となった（66億7,100万ユーロに対し76億3,000万ユーロ）。

2022年第3四半期のグローバルマーケット&インベスターサービス事業の業務粗利益は、総額15億500万ユーロ（2021年第3四半期比11.2%増）となった。2022年1~9月期の業務粗利益は2021年1~9月期比18.6%増の52億1,200万ユーロであった。

2022年第3四半期のグローバルマーケット事業は力強い業績（13億4,400万ユーロ）を計上し、依然として激しく変動する環境の中でも活発な事業活動が奏功して、2021年第3四半期比12.1%増となった。2022年1~9月期の収益は2021年1~9月期を上回る46億3,700万ユーロ（18.8%増）となった。

エクイティ事業は、フロー業務とインベストメントソリューションズにおける引き続き高水準の顧客需要を追い風に、第3四半期は底堅い業績を計上した（8億600万ユーロ、2021年第3四半期比1.0%増）。2022年1~9月期の収益は2021年1~9月期比9.6%増の26億4,900万ユーロに上った。

債券・為替事業は、変動の激しい金利環境下においても、収益は5億3,800万ユーロと大幅に拡大した（2021年第3四半期比34.2%増）。2022年1~9月期の収益は19億8,800万ユーロに増加した（2021年1~9月期比33.8%増）。

証券サービス事業の収益は、2021年第3四半期比3.9%増の1億6,100万ユーロに増加した。2022年1~9月期の収益は、2021年1~9月期比17.3%増の5億7,500万ユーロとなった。証券サービス事業のカストディ資産と管理資産は、それぞれ4兆2,750億ユーロ、5,980億ユーロであった。

ファイナンス&アドバイザー事業の収益は2021年第3四半期比7.0%増の8億700万ユーロとなった。2022年1~9月期の収益は、2021年1~9月期を大幅に上回る24億1,800万ユーロ（14.7%増）に上った。

グローバルバンキング&アドバイザー事業は、僅かに減少した（2021年第3四半期比1.4%減）ものの、アセットファイナンス業務と天然資源に関連する業務は好調な市場モメンタムに引き続き乗じる展開をみせた。環境、社会およびガバナンス基準に重点を置いた戦略が奏功し、こうした業績につながった。資産担保商品プラットフォームは、第3四半期も底堅さを示した。対照的に、インベストメントバンキング業務は最近の市場状況と取扱量の減少により悪影響を受けた。

グローバルトランザクション&ペイメントサービスは引き続き非常に力強い成長を示し、2021年第3四半期比50.0%増となった。特にキャッシュマネジメントとコルレスバンク業務を中心に全業務が極めて好業績を計上した結果、当四半期は過去最高の四半期となった。

## 営業費用

2022年第3四半期の営業費用は総額14億2,800万ユーロとなり、2021年第3四半期比では報告ベース2.0%減、基礎ベースでは微増(2.2%増)となった。こうした基礎ベースでの増加は、主に第3四半期に線形化後のIFRIC第21号関連費用が6,400万ユーロ増加したことによって説明される。

正のジョーズ効果が寄与したことで、単一破綻処理基金への拠出の影響を除いた基礎経費率は63.0%に改善した。

2022年1~9月期の営業費用は、報告ベース6.5%増、基礎ベース5.3%増となった。

## リスク費用

2022年第3四半期のリスク費用は17ベースポイント(すなわち8,000万ユーロ)となったが、この中でロシアのオフショアポートフォリオに関連するリスク費用は4,300万ユーロに上った。

2022年1~9月期のリスク費用は、ロシアのオフショアポートフォリオに関連する引当て(3億300万ユーロ)を背景に、26ベースポイント(すなわち3億4,300万ユーロ)となった。

## グループ当期純利益への寄与

2022年第3四半期のグループ当期純利益への寄与は、報告ベースで6億2,900万ユーロ(2021年第3四半期比15.6%増)、基礎ベースで4億8,600万ユーロであった。2022年1~9月期では、報告ベースで16億7,300万ユーロ、基礎ベースで18億1,600万ユーロとなった。

グローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門は、2022年第3四半期に12.9%の基礎RONEを計上し、単一破綻処理基金への拠出の影響額を除くと16.1%となった(2021年第3四半期は14.6%)。2022年1~9月期の基礎RONEは2021年1~9月期の14.4%に対し16.6%であった。

## 6. コーポレートセンター

(単位：百万ユーロ)	2022年 第3四半期	2021年 第3四半期	2022年 1-9月期	2021年 1-9月期
業務粗利益	114	228	171	281
営業費用	(276)	(196)	(865)	(502)
基礎営業費用 <sup>(1)</sup>	(129)	(110)	(390)	(259)
営業総利益	(162)	32	(694)	(221)
基礎営業総利益 <sup>(1)</sup>	(15)	118	(219)	22
純リスク費用	(30)	1	(55)	1
その他の資産からの純損益	(1)	173	(3,304)	174
法人所得税	152	(166)	485	(6)
グループ報告当期純利益	(98)	3	(3,728)	(177)
グループ基礎当期純利益 <sup>(1)</sup>	16	(69)	(299)	(132)

(1) IFRIC 第21号による影響の線形化の修正再表示後

コーポレートセンターには以下の項目が含まれる。

- 当グループ本社の不動産管理
- 当グループの株式ポートフォリオ
- 当グループの財務機能
- 部門横断的なプロジェクトに関連する特定の費用および事業にラインボイスされない当グループの特定の費用

コーポレートセンターの業務粗利益は、2022年第3四半期が、2021年第3四半期の2億2,800万ユーロに対し総額1億1,400万ユーロ、2022年1～9月期が、2021年1～9月期の2億8,100万ユーロに対し総額1億7,100万ユーロであった。

2022年第3四半期の営業費用は、2021年第3四半期の1億9,600万ユーロに対して総額2億7,600万ユーロであった。この中にはフランス国内リテールバンキング部門(1億ユーロ)、グローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門(2,400万ユーロ)およびコーポレートセンター(3,600万ユーロ)の事業活動に関連する総額1億6,000万ユーロの当グループの転換費用が含まれる。2022年第3四半期の基礎費用は2021年第3四半期の1億1,000万ユーロに対し1億2,900万ユーロであった。

2022年1～9月期の営業費用は、2021年1～9月期の5億200万ユーロに対して総額8億6,500万ユーロであった。転換費用は総額で4億6,200万ユーロ(フランス国内リテールバンキング部門の事業活動に関連する費用が3億100万ユーロ、グローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門に関連する費用が6,300万ユーロ、コーポレートセンターに関連する費用が9,800万ユーロ)であった。2022年1～9月期の基礎費用は2021年1～9月期の2億5,900万ユーロに対し3億9,000万ユーロであった。

2022年第3四半期の営業総利益は、2021年第3四半期の3,200万ユーロに対し、総額マイナス1億6,200万ユーロとなった。2022年第3四半期の基礎営業総利益は2021年第3四半期の1億1,800万ユーロに対しマイナス1,500万ユーロであった。2022年1～9月期の営業総利益は報告ベースでマイナス6億9,400万ユーロ(2021年1～9月期はマイナス2億2,100万ユーロ)、基礎ベースでマイナス2億1,900万ユーロ(2021年1～9月期は2,200万ユーロ)であった。

2022年第3四半期のコーポレートセンターのグループ当期純利益への寄与は、2021年第3四半期の300万ユーロに対しマイナス9,800万ユーロとなった。コーポレートセンターの基礎ベースでのグループ当期純利益への寄与は1,600万ユーロであった。2022年1～9月期のグループ当期純利益への寄与は、報告ベースでマイナス37億2,800万ユーロ、基礎ベースでマイナス2億9,900万ユーロであった。

中核事業部門の業務粗利益、営業費用、IFRIC 第 21 号に伴う調整、リスク費用（ベースポイント）、ROE（自己資本利益率）、ROTE（有形自己資本利益率）、RONE（基準自己資本利益率）、純資産、有形純資産、異なる修正再表示の根拠となる金額（特に公表データの基礎データとの照合）の概念などの代替的業績指標（Alternative Performance Measures）は財務情報の基準となる事項に、プルデンシャル比率を公表する際の原則と共に記載されている。

本文書にはソシエテ・ジェネラル・グループの目標・戦略に関連した将来の見通しに関する声明が含まれています。

これらの声明は、一般事項と特別事項、特に欧州連合が採択している国際財務報告基準（IFRS）に準拠した会計原則・方法の適用、および既存のプルデンシャル規制の適用の両方を含む、一連の前提に基づいています。

また、これらの声明は、特定の競争・規制環境下における複数の経済前提に基づくシナリオに則して作成されました。当グループは以下を行うことができない場合があります。

- 当グループの事業に影響をもたらす可能性のあるすべてのリスク、不透明要因またはその他要因を予測すること、およびそれらが与える可能性のある影響を評価すること。
- リスクまたは複合リスクの発生により、実際の業績が本文書および関連資料に記載されている予測からどの程度大きく乖離するかを判断すること。

したがって、ソシエテ・ジェネラルはこれらの声明は合理的な仮定に基づいていると考えているものの、かかる将来の見通しに関する声明は、当行または当行の経営陣が認知していない事象または現状で懸念材料とみなされていない事象を含む、数々のリスクと不透明要因にさらされており、予想していた事態が発生する、または設定していた目標が実際に達成されるという確証はありません。実績を、将来の見通しに関する声明で予想されている業績とは大きく異なるものにしうる重要な要因には、とりわけ、一般的経済活動、より具体的にはソシエテ・ジェネラルの市場における全体的な傾向、とりわけ規制や健全性に関する変化ならびに、ソシエテ・ジェネラルの戦略的な、経営および財政に関する取り組みの成功が含まれます。

ソシエテ・ジェネラルの業績に影響をもたらす可能性のある潜在的リスクについてのより詳細な情報は、フランス金融監督庁に提出された「Universal Registration Document（年次報告書）」（<https://investors.societegenerale.com/en>にて閲覧可能）の「Risk Factors」のセクションをご覧ください。

投資家の皆さまにおかれましては、かかる将来の見通しに関する声明に含まれる情報をご参考にされる際には、当グループの業績に影響をもたらす可能性のある不透明要因やリスク要因を考慮されるようお勧めします。適用される法律で義務付けられている場合を除き、ソシエテ・ジェネラルは、将来の見通しに関する情報または声明の内容を更新または改正するいかなる義務も負いません。特に明記しない限り、事業ランキングおよび市場ポジションは内部資料によるものです。

## 7. 付属書類1：財務情報

### 主力事業部門のグループ当期純利益

(単位：百万ユーロ)	2022年 第3四半期	2021年 第3四半期	増減	2022年 1-9月期	2021年 1-9月期	増減
フランス国内リテールバンキング部門	343	470	-27.0%	1,195	1,136	+5.2%
国際リテールバンキング&金融サービス部門	624	584	+6.8%	1,718	1,498	+14.7%
グローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門	629	544	+15.6%	1,673	1,397	+19.8%
<b>主力事業部門</b>	<b>1,596</b>	<b>1,598</b>	<b>-0.1%</b>	<b>4,586</b>	<b>4,031</b>	<b>+13.8%</b>
コーポレートセンター	(98)	3	n/s	(3,728)	(177)	n/s
<b>当グループ</b>	<b>1,498</b>	<b>1,601</b>	<b>-6.4%</b>	<b>858</b>	<b>3,854</b>	<b>-77.7%</b>

## 連結貸借対照表

資産の部（単位：百万ユーロ）	2022年9月30日	2021年12月31日
現金および中央銀行預け金	200,834	179,969
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	396,846	342,714
ヘッジ目的デリバティブ	30,998	13,239
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	41,337	43,450
償却原価で測定する有価証券	20,281	19,371
償却原価で測定する銀行預け金	77,736	55,972
償却原価で測定する顧客貸出金	513,138	497,164
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価差額	(1,514)	131
保険事業の投資	158,923	178,898
税金資産	4,500	4,812
その他の資産	112,517	92,898
売却目的保有非流動資産	6	27
繰延利益配分	982	-
持分法適用投資	115	95
有形および無形固定資産	33,048	31,968
のれん	3,794	3,741
<b>合計</b>	<b>1,593,541</b>	<b>1,464,449</b>
負債の部（単位：百万ユーロ）	2022年9月30日	2021年12月31日
中央銀行預り金	9,392	5,152
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	367,483	307,563
ヘッジ目的デリバティブ	44,641	10,425
発行債券	125,189	135,324
銀行預り金	149,785	139,177
顧客預金	534,732	509,133
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価差額	(8,984)	2,832
税金負債	1,735	1,577
その他の負債	134,535	106,305
売却目的保有非流動負債	-	1
保険契約関連負債	140,452	155,288
引当金	4,907	4,850
劣後債務	17,601	15,959
<b>負債合計</b>	<b>1,521,468</b>	<b>1,393,586</b>
<b>株主資本</b>	-	-
<b>株主資本、グループ持分</b>	-	-
発行済普通株式および資本準備金	21,497	21,913
その他の資本性金融商品	7,676	7,534
利益剰余金	34,622	30,631
純利益	858	5,641
<b>小計</b>	<b>64,653</b>	<b>65,719</b>
未実現・繰延キャピタル損益	1,658	(652)
<b>資本、グループ持分小計</b>	<b>66,311</b>	<b>65,067</b>
非支配持分	5,762	5,796
<b>株主資本合計</b>	<b>72,073</b>	<b>70,863</b>
<b>合計</b>	<b>1,593,541</b>	<b>1,464,449</b>

## 8. 付属書類 2：財務情報の基準となる事項

1 - 2022 年第 3 四半期および 2022 年 1～9 月期に関する財務情報は、2022 年 11 月 3 日に取締役会において精査されており、当該日付において適用され、欧州連合が採択している国際財務報告基準（IFRS）に準拠した方法により作成されている。これらの財務情報は、未だ監査を受けていない。

### 2 - 業務粗利益

中核事業部門の業務粗利益はソシエテ・ジェネラルの 2022 年度「Universal Registration Document（年次報告書）」の 41 ページに定義されている。「収益」および「業務粗利益」は同義語として使用されている。これらは、各事業に対する標準的資本配分を考慮した上での、各中核事業部門の業務粗利益の正規化した数値を提供している。

### 3 - 営業費用

営業費用は、2021 年 12 月 31 日付の当グループの連結財務諸表（ソシエテ・ジェネラルの 2022 年度「Universal Registration Document（年次報告書）」の 482 ページ以降参照）の注 8.1 に記載されている「営業費用」を指す。また、営業費用について言及する際、「費用」という用語も使われている。経費率はソシエテ・ジェネラルの 2022 年度「Universal Registration Document（年次報告書）」の 41 ページに定義されている。

### 4 - IFRIC 第 21 号による調整

IFRIC 第 21 号による調整は、支払期限が到来した（発生事象）時点で全額が会計上認識されている賦課金を、当四半期に係る一部（すなわち全額の 4 分の 1）のみを認識するように修正再表示している。かかる調整は、分析対象期間中の事業活動に実際に帰属する費用をより経済的に認識できるようにするために、当該事業年度中に認識された賦課金をならずことにより行われる。

単一破綻処理基金（SRF）への拠出は IFRIC 第 21 号による調整後費用の一部であり、EU 各国の破綻処理基金への拠出を含む。

### 5 - 特別項目 - 会計上のデータから基礎データへの移行

当グループは実際の業績をより容易に把握するために、必要に応じて基礎指標を表示する場合がある。公表データから基礎データへの移行は、特別項目および IFRIC 第 21 号による調整に関して公表データを修正再表示することにより行っている。

さらに、当グループはフランス国内リテールバンキング部門の収益および業績を、PEL/CEL 引当金の繰入れまたは戻入れにより修正再表示している。当該調整により、規制貯蓄特有のコミットメントに関連する変動要因が控除されることにより、中核事業部門の活動に関連する収益および業績の特定が容易になる。

公表された会計上のデータから基礎データへの移行を可能にする調整は、下表に記載されている。

(単位：百万ユーロ)	2022年 第3四半期	2021年 第3四半期	2022年 1-9月期	2021年 1-9月期
<b>特別営業費用 (-)</b>	<b>(125)</b>	<b>(102)</b>	<b>747</b>	<b>431</b>
IFRICによる影響の線形化	(285)	(199)	285	199
転換費用 <sup>(1)</sup>	160	97	462	232
うちフランス国内リテールバンキング部門関連	100	46	301	106
うちグローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門関連	24	23	63	66
うちコーポレートセンター関連	36	28	98	60
<b>その他の資産からの特別純損益 (+/-)</b>	<b>0</b>	<b>(185)</b>	<b>3,303</b>	<b>(185)</b>
ロシア事業売却による純損失 <sup>(1)</sup>	0		3,300	
リクソー売却 <sup>(1)</sup>	0		3	
<b>特別項目合計 (税引前)</b>	<b>(125)</b>	<b>(287)</b>	<b>4,050</b>	<b>246</b>
報告当期純利益、グループ持分	1,498	1,601	858	3,854
<b>特別項目合計、グループ持分 (税引後)</b>	<b>(88)</b>	<b>(211)</b>	<b>3,631</b>	<b>184</b>
基礎当期純利益、グループ持分	1,410	1,391	4,489	4,038

(1) コーポレートセンターに計上

## 6 - リスク費用 (ベースポイント)、回収懸念貸出金のカバレッジ比率

リスク費用はソシエテ・ジェネラルの2022年度「Universal Registration Document (年次報告書)」の43ページおよび663ページに定義されている。当該指標により、各中核事業部門のリスク水準を、貸借対照表上のローンコミットメント(オペレーティングリースを含む。)のパーセンテージとして評価することが可能となる。

(単位：百万ユーロ)		2022年 第3四半期	2021年 第3四半期	2022年 1-9月期	2021年 1-9月期
フランス国内 リテールバンキング部門	純リスク費用	196	8	264	145
	貸出残高総額	246,467	234,980	244,941	234,525
	ベースポイント表示の リスク費用	<b>32</b>	<b>1</b>	<b>14</b>	<b>8</b>
国際リテールバンキング& 金融サービス部門	純リスク費用	150	145	572	408
	貸出残高総額	127,594	134,725	136,405	132,088
	ベースポイント表示の リスク費用	<b>47</b>	<b>43</b>	<b>56</b>	<b>41</b>
グローバルバンキング& インベスターソリューションズ部 門	純リスク費用	80	44	343	62
	貸出残高総額	190,678	149,761	179,454	144,456
	ベースポイント表示の リスク費用	<b>17</b>	<b>12</b>	<b>26</b>	<b>7</b>
コーポレートセンター	純リスク費用	30	(1)	55	(1)
	貸出残高総額	15,924	14,244	15,093	13,589
	ベースポイント表示の リスク費用	<b>75</b>	<b>(1)</b>	<b>49</b>	<b>(1)</b>
ソシエテ・ジェネラル・ グループ	純リスク費用	456	196	1,234	614
	貸出残高総額	580,663	533,711	575,893	524,659
	ベースポイント表示の リスク費用	<b>31</b>	<b>15</b>	<b>29</b>	<b>16</b>

回収懸念貸出金総額のカバレッジ比率は、規制上の債務不履行の定義の対象となる残高総額に対する信用リスクに関して認識されている引当金の比率として算出されている。この場合において、提供された保証は考

慮されていない。当該カバレッジ比率により、債務不履行（回収懸念）残高と関連している最大残余リスクを測定することができる。

## 7 - 自己資本利益率（ROE）、有形自己資本利益率（ROTE）、基準自己資本利益率（RONE）

自己資本利益率（ROE）および有形自己資本利益率（ROTE）の概念ならびにその算出方法は、ソシエテ・ジェネラルの2022年度「Universal Registration Document（年次報告書）」の43ページおよび44ページに記載されている。当該数値により、ソシエテ・ジェネラルの自己資本利益率および有形自己資本利益率を評価することが可能である。

基準自己資本利益率（RONE）は、ソシエテ・ジェネラルの2022年度「Universal Registration Document（年次報告書）」の44ページに記載されている原則に基づき、当グループの事業に分配される平均基準資本の利益率を特定する。

比率の分子として使用されるグループ当期純利益は、「超劣後債および永久劣後債に対して支払われる税引後の利息、超劣後債および永久劣後債の保有者に支払われた利息、発行時額面超過額償却額」ならびに「転換準備金を除く株主資本の部に計上された未実現損益」の調整後の帳簿上のグループ当期純利益である。ROTEに関しては、利益はのれんの減損を修正再表示している。

当期におけるROEおよびROTEを算出するために行った帳簿上の修正は、下表に詳述されている。

### ROTEの算出：算出方法

期末（単位：百万ユーロ）	2022年 第3四半期	2021年 第3四半期	2022年 1-9月期	2021年 1-9月期
<b>株主資本、グループ持分</b>	<b>66,311</b>	<b>63,638</b>	<b>66,311</b>	<b>63,638</b>
超劣後債	(9,350)	(7,820)	(9,350)	(7,820)
永久劣後債	-	-	-	-
超劣後債および永久劣後債の利息、発行時額面超過額償却額 <sup>(1)</sup>	(80)	(34)	(80)	(34)
転換準備金を除くその他の包括利益	1,259	(613)	1,259	(613)
配当準備金 <sup>(2)</sup>	(1,916)	(1,726)	(1,916)	(1,726)
N-1に係る支払配当金	(334)	-	(334)	-
<b>期末 ROE 資本</b>	<b>55,891</b>	<b>53,445</b>	<b>55,891</b>	<b>53,445</b>
<b>平均 ROE 資本<sup>(3)</sup></b>	<b>55,264</b>	<b>52,947</b>	<b>54,922</b>	<b>52,219</b>
のれん平均	(3,667)	(3,927)	(3,646)	(3,927)
平均無形資産	(2,730)	(2,599)	(2,735)	(2,549)
<b>平均 ROTE 資本<sup>(3)</sup></b>	<b>48,867</b>	<b>46,421</b>	<b>48,541</b>	<b>45,743</b>
<b>グループ当期純利益</b>	<b>1,498</b>	<b>1,601</b>	<b>858</b>	<b>3,854</b>
超劣後債および永久劣後債に係る利息	(126)	(130)	(404)	(439)
のれんの減損の取消し	1	-	3	-
<b>調整後グループ当期純利益</b>	<b>1,373</b>	<b>1,471</b>	<b>457</b>	<b>3,415</b>
平均 ROTE 資本 <sup>(3)</sup>	48,867	46,421	48,541	45,743
<b>ROTE</b>	<b>11.2%</b>	<b>12.7%</b>	<b>1.3%</b>	<b>10.0%</b>
<b>グループ基礎当期純利益</b>	<b>1,410</b>	<b>1,391</b>	<b>4,489</b>	<b>4,038</b>
超劣後債および永久劣後債に係る利息	(126)	(130)	(404)	(439)
のれんの減損の取消し	1	-	3	-
<b>調整後グループ基礎当期純利益</b>	<b>1,285</b>	<b>1,261</b>	<b>4,088</b>	<b>3,599</b>
平均 ROTE 資本（基礎ベース） <sup>(3)</sup>	48,779	46,210	52,172	45,927
<b>基礎 ROTE</b>	<b>10.5%</b>	<b>10.9%</b>	<b>10.4%</b>	<b>10.4%</b>

(1) 超劣後債および永久劣後債の保有者に支払われる利息、発行時額面超過額償却額。

(2) 支払配当金は、超劣後債および永久劣後債の控除後のグループ基礎当期純利益に対する配当性向50%に基づいて算出。

(3) 2021年に発表された財務諸表から修正再表示された金額（財務諸表の注1.7参照）。

## RONE の算出：主力事業部門への平均配分資本（単位：百万ユーロ）

(単位：百万ユーロ)	2022年 第3四半期	2021年 第3四半期	増減	2022年 1-9月 期	2021年 1-9月 期	増減
フランス国内リテールバンキング部門	12,876	11,867	+8.5%	12,331	12,065	+2.2%
国際リテールバンキング&金融サービス部門	10,505	10,340	+1.6%	10,681	10,154	+5.2%
グローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門	15,072	14,486	+4.0%	14,619	13,824	+5.8%
<b>主力事業部門</b>	<b>38,453</b>	<b>36,693</b>	<b>+4.8%</b>	<b>37,631</b>	<b>36,042</b>	<b>+4.4%</b>
コーポレートセンター	16,811	16,254	+3.4%	17,291	16,177	+6.9%
<b>当グループ</b>	<b>55,264</b>	<b>52,947</b>	<b>+4.4%</b>	<b>54,922</b>	<b>52,219</b>	<b>+5.2%</b>

注：プライベートバンキング事業（フランス国内および国際業務）のフランス国内リテールバンキング部門への譲渡を反映して2022年第1四半期に修正再表示された金額。リクゾー売却後に譲渡された事業を含む。

## 8 - 純資産および有形純資産

純資産および有形純資産は、当グループの2022年度「Universal Registration Document（年次報告書）」の46ページの財務情報の基準となる事項の記載にて定義されている。これらを算出するために使用した項目は以下の通りである。

期末（単位：百万ユーロ）	2022年 1-9月 期	2022年 上半期	2021年
<b>株主資本、グループ持分</b>	<b>66,311</b>	<b>64,583</b>	<b>65,067</b>
超劣後債	(9,350)	(8,683)	(8,003)
永久劣後債			
超劣後債および永久劣後債の利息、発行時額面超過額償却額 <sup>(1)</sup>	(80)	(8)	20
トレーディング ポートフォリオ上で当グループが保有する当行株式の帳簿価額	(125)	(222)	37
<b>純資産額</b>	<b>56,756</b>	<b>55,669</b>	<b>57,121</b>
のれん	(3,667)	(3,667)	(3,624)
無形資産	(2,788)	(2,672)	(2,733)
<b>有形純資産額</b>	<b>50,301</b>	<b>49,330</b>	<b>50,764</b>
<b>NAPS（1株当たり純資産額）の算出に用いられる株数<sup>(2)</sup>（単位：千株）</b>	<b>817,789</b>	<b>831,045</b>	<b>831,162</b>
<b>NAPS（単位：ユーロ）</b>	<b>69.4</b>	<b>67.0</b>	<b>68.7</b>
<b>1株当たり有形純資産額（単位：ユーロ）</b>	<b>61.5</b>	<b>59.4</b>	<b>61.1</b>

(1) 超劣後債および永久劣後債の保有者に支払われる利息、発行時額面超過額償却額。

(2) 考慮された株数は期末時点で発行済の普通株式（ただし、自己株式および買戻しが付与されているものを除くが、トレーディング目的で当グループが保有する株式を含む。）の数である。

IAS第33号に従い、優先的新株引受権の失効日前の1株当たりの過去の数値は、取引の調整係数により修正再表示されている。

## 9 - 1株当たり利益（EPS）の算出

ソシエテ・ジェネラルが発表する1株当たり利益は、国際会計基準（IAS）第33号に定義されている規定に従って算出されている（ソシエテ・ジェネラルの2022年度「Universal Registration Document（年次報告書）」の45ページを参照）。1株当たり利益を算出する際に行ったグループ当期純利益の修正は、ROEおよびROTEを算出する際に行った修正再表示に対応するためである。ソシエテ・ジェネラルの2022年度「Universal Registration Document（年次報告書）」の45ページに記載されている通り、当グループは財務情報の基準となる事項の第5項に記載されている、非経済的項目および特別項目による影響の控除後の1株当たり利益も発表している。

1株当たり利益の算出については、下表に詳述されている。

平均株数（単位：千株）	2022年 1-9月期	2022年 上半期	2021年
発行済株式	844,376	842,540	853,371
控除			
従業員に与えられたストックオプションおよび無償株式を補填するために配分された株式	6,050	6,041	3,861
その他の当行株式および自己株式	10,566	5,416	3,249
<b>EPS算出に用いられた株数<sup>(1)</sup></b>	<b>827,760</b>	<b>831,084</b>	<b>846,261</b>
グループ当期純利益（単位：百万ユーロ）	858	(640)	5,641
超劣後債および永久劣後債に係る利息（単位：百万ユーロ）	(404)	(278)	(590)
<b>調整後グループ当期純利益（単位：百万ユーロ）</b>	<b>454</b>	<b>(918)</b>	<b>5,051</b>
<b>EPS（単位：ユーロ）</b>	<b>0.55</b>	<b>(1.10)</b>	<b>5.97</b>
<b>基礎EPS<sup>(2)</sup>（単位：ユーロ）</b>	<b>4.68</b>	<b>2.87</b>	<b>5.52</b>

(1) 考慮された株数は発行済みの普通株式（ただし、自己株式および買戻しが付与されているものを除くが、トレーディング目的で当グループが保有する株式を含む。）の当期中の平均株式数である。

(2) グループ基礎当期純利益をベースに算出（IFRIC第21号による影響の線形化を除く。）。

10 - ソシエテ・ジェネラル・グループの普通株式等 Tier 1 資本は、適用ある CRR2/CRD5 規制に従い算出されている。全面適用の自己資本比率は、特に明記しない限り、当会計年度における配当控除後の当期利益に対する試算ベースの値である。段階的適用の比率の記載がなされている場合には、特に明記しない限り、当会計年度における利益を含まない。レバレッジ比率も、自己資本比率と同じ根拠に基づき、段階的適用の比率を含み、適用ある CRR2/CRD5 規制に従い計算されている。

注 表および分析に含まれる数値の合計は、四捨五入の誤差により、公表されている数値と僅かに異なる場合がある。

## 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

### 1. 事業内容の概要

#### (1) 会社の目的

当行の定款第3条に当行の目的が記載されている。ソシエテ・ジェネラルの目的は、信用機関に適用される法令に定められる条件に基づき、フランス国内外において、個人または法人と以下の業務を行うことである。

- あらゆる銀行取引
- 銀行業務に関連するあらゆる取引（特に、フランス通貨金融法典第L. 321-1条および第L. 321-2条に基づく投資サービスおよび関連サービスを含む。）
- 他の会社のあらゆる持分の取得

ソシエテ・ジェネラルはまた、有効な規則に定められた条件に定義されている通り、上記以外のあらゆる取引（特に保険仲介業務）を日常的に行うことができる。

一般的に、ソシエテ・ジェネラルは、自己のため、第三者の代理として、または共同して、直接または間接に上記の業務に関連して、または遂行を容易にする目的で、あらゆる金融・商業・工業・農業・証券・不動産の取引業務を行うことができる。

#### (2) 事業の内容

##### ビジネスモデル

ソシエテ・ジェネラルは、欧州において有数の金融サービスを行うグループの1つである。多様かつ総合的なバンキングモデルを活かして、当グループは、財政力および革新についての実績のある専門知識と持続可能な成長戦略を統合させている。目指すのは、顧客にとって信頼できるパートナーとなり、世界の建設的な変革に取り組むことである。

150年超にわたり実体経済で活動し、欧州における確固たる地位および世界のその他の地域とのつながりを有するソシエテ・ジェネラルは、66ヶ国に131,000人を超える従業員<sup>(1)</sup>を擁し、世界中で26百万の個人顧客、法人顧客および機関投資家<sup>(2)</sup>を日々支援している。当グループは、取引の安全確保、資産および貯蓄の保護および管理ならびに顧客の資金計画の支援のため幅広いアドバイザーサービスおよび個々に合わせた財務ソリューションを提供している。ソシエテ・ジェネラルは顧客が求める革新的なサービスおよびソリューションを提供し、顧客をプライベートおよびビジネスの両面から守ることを目的としている。当グループの使命は、将来に向けてポジティブな影響を与えたいと願う一人ひとりに力を与えることであり、当グループは、その目標を「責任ある革新的な金融ソリューションを通じて、顧客とともにより良い、持続可能な未来を築く」と定めている。

(1) 臨時従業員を除く、期末の従業員数である。

(2) 当グループの保険会社の顧客を除く。2021年に国際リテールバンキング事業ネットワークの顧客数を数える手法が変更された。ただしこれは、既存店ベースでの2020年との比較においては、顧客数の変動に影響を及ぼさない。

ソシエテ・ジェネラルは、責任ある成長戦略を用い、CSRへの取組みとすべての関係者（顧客、従業員、投資家、サプライヤー、規制当局、監督当局および市民の代表者）へのコミットメントを完全に統合している。当グループは、事業を行うすべての国における文化および環境の尊重に努めている。

当グループは、3つの補完関係にある主力事業部門で構成されている。

- ソシエテ・ジェネラル、クレディ デュ ノールおよびブルソラマのブランドを含む、フランス国内リテール バンキング部門。各ブランドは、あらゆる種類の金融サービスを、オムニチャンネル商品とともにデジタル イノベーションの最前線で提供する。
- アフリカ、ロシア、中欧および東欧におけるネットワークならびに各市場を先導する専門事業を有する国際リテール バンキング部門、保険事業および金融サービス部門
- 広く認められている専門知識、重要な国際拠点および総合的なソリューションを提供するグローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門

革新およびシナジーを促進し、また顧客の進化する要求および行動に最大限応えるため、当グループは、16の事業ユニット（事業部門および地域）および9のサービス ユニット（サポートおよび統制担当部署）に基づく機動的な組織を整備している。急激に業界が変化している欧州の銀行セクターにおいて、当グループは発展および変革の新たな段階に突入している。

## 2. 主要な経営指標等の推移

### (1) 最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位：百万ユーロ)	2021年	2020年	2019年	2018年	2017年
<b>年度末財政状態</b>					
株式資本 <sup>(1)</sup> (単位：百万ユーロ)	1,067	1,067	1,067	1,010	1,010
発行済株式数 <sup>(1)</sup>	853,371,494	853,371,494	853,371,494	807,917,739	807,917,739
<b>事業からの総利益</b> (単位：百万ユーロ)					
税金を除く収益 <sup>(2)</sup>	27,128	27,026	34,300	30,748	27,207
税、減価償却費、償却費、引当金、 従業員賞与および銀行業務リスクの ための一般積立金控除前利益	2,470	365	3,881	19	1,704
従業員賞与	15	6	11	11	11
法人所得税	(25)	141	(581)	(616)	(109)
税、減価償却費、償却費 および引当金控除後利益	1,995	(1,568)	3,695	1,725	800
支払配当金 <sup>(3)</sup>	1,877	-	1,777	1,777	1,777
<b>調整後1株当たり利益</b> (単位：ユーロ)					
税引後、減価償却費、償却費および 引当金控除前利益	2.91	0.24	5.16	0.72	2.20
純利益	2.34	(1.84)	4.33	2.14	0.99
1株当たり支払配当金	1.65	0.55	2.20	2.20	2.20
<b>従業員</b>					
従業員数	43,319	44,531	46,177	46,942	46,804
給与総額 (単位：百万ユーロ)	3,554	3,408	3,754	3,128	3,560
従業員福利厚生費 (社会保険その他) (単位：百万ユーロ)	1,655	1,475	1,554	1,525	1,475

(1) 2021年12月31日現在、ソシエテ・ジェネラルの払込済資本金は、1,066,714,367.50ユーロであり、これは額面1.25ユーロの株式、853,371,494株から構成されている。

(2) 収益は、受取利息、受取配当金、受取手数料、金融取引利益およびその他の営業利益から構成されている。

(3) ソシエテ・ジェネラルは、2020年3月27日に発布されたCOVID-19のパンデミック時における配当支払に関する欧州中央銀行の勧告に従い、2019事業年度に関して普通株式に対する配当を支払わなかった。

(2) 最近5連結事業年度に係る主要な経営指標等の推移

業績 (単位: 百万ユーロ)	2021年	2020年	2019年	2018年	2017年
業務粗利益	25,798	22,113	24,671	25,205	23,954
うちフランス国内リテール バンキング部門	7,777	7,315	7,746	7,860	8,131
うち国際リテール バンキング& 金融サービス部門	8,117	7,524	8,373	8,317	8,070
うちグローバル バンキング&インベ スター ソリューションズ部門	9,530	7,613	8,704	8,846	8,887
うちコーポレートセンター	374	(339)	(152)	182	(1,134)
営業総利益	8,208	5,399	6,944	7,274	6,116
経費率 <sup>(1)</sup>	68.2%	75.6%	71.9%	71.1%	74.3%
営業利益	7,508	2,093	5,666	6,269	4,767
グループ当期純利益	5,641	(258)	3,248	3,864	2,806
<b>株主資本 (単位: 十億ユーロ)</b>					
グループ株主資本	65.1	61.7	63.5	61.0	59.4
総連結資本	70.9	67.0	68.6	65.8	64.0
税引後ROE	9.6%	-1.7%	5.0%	7.1%	4.9%
<b>自己資本比率<sup>(2)</sup></b>	<b>18.7%</b>	<b>18.9%</b>	<b>18.3%</b>	<b>16.5%</b>	<b>17.0%</b>
<b>貸出および預金 (単位: 十億ユーロ)</b>					
顧客貸出金	458	410	400	389	374
顧客預金	502	451	410	399	394

(1) 2017年 (IFRS第9号の適用前) については自社の金融負債の再評価を除く。

(2) CRR 2 / CRD 5 規制に基づく数値 (2021年および2020年についてはIFRS第9号の段階的導入を除く。)

(注) それぞれの事業年度において公表された値である。定義および潜在的な調整については、2021年12月31日に終了した事業年度に係る有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、(1) 業績等の概要一定義および手法、代替的業績指標」に示されている。

	2021年	2020年	2019年	2018年	2017年
純資産額 (単位: 百万ユーロ)	57,121	52,936	54,122	51,827	50,642
1株当たり有形純資産額 (単位: ユーロ)	61.1	54.8	55.6	55.8	54.4
1株当たり利益 (基礎EPS) <sup>(1)</sup> (単位: ユーロ)	5.52	0.97	4.03	5.00	5.03
営業活動に関連する純キャッシュ インフロー (アウトフロー) (単位: 百万ユーロ)	20,294	80,791	10,404	(3,403) <sup>(2)</sup>	28,398
投資活動に関連する純キャッシュ インフロー (アウトフロー) (単位: 百万ユーロ)	(10,118)	(6,863)	(6,976)	(13,379) <sup>(2)</sup>	(6,208)
財務活動に関連する純キャッシュ インフロー (アウトフロー) (単位: 百万ユーロ)	(3,626)	2,166	2,010	(3,014) <sup>(2)</sup>	(4,167)
期末現金および現金同等物 (単位: 百万ユーロ)	190,649	181,945	108,480	101,656 <sup>(2)</sup>	119,273
従業員数 (臨時従業員を除く。)	131,293	133,251	138,240	149,022 <sup>(2)</sup>	147,125

(1) 非経済項目 (2017年において) および特別項目の調整後。

(2) この金額は、2018年12月31日に終了した事業年度の公表済連結財務諸表に対し、外国為替相場の変動が現金および現金同等物に与える影響額を独立した項目に組替えたことにより修正再表示している。